

平成18年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 12月11日(月曜日)

議事日程 1

本日の会議に付した事件 2

出席議員 3

欠席議員 3

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 3

職務のため議場に出席した者の職氏名 3

開会及び開議 4

会期日程の報告について 4

会議録署名議員の指名について 4

会期の決定について 4

議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について 4

議会報告第11号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について 4

議会報告第12号 諸般の報告について 5

議会報告第13号 所管事務調査の報告について 6

発議第7号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について 7

発議第8号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について 8

議案第81号 町長専決処分について(出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定) 8

議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について 10

議案第83号 北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例制定について 12

議案第84号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について 14

議案第85号 出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について 14

議案第86号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について 16

議案第87号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について 16

- 議案第 88 号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について 17
議案第 89 号 字の変更について 19
議案第 90 号 平成 18 年度出雲崎町一般会計補正予算(第 4 号)について 20
議案第 91 号 平成 18 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について 20
議案第 92 号 平成 18 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について 20
議案第 93 号 平成 18 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第 4 号)について 20
議案第 94 号 人権擁護委員の候補者の推薦について 29
散 会 30

第 2 日 12 月 12 日(火曜日)

- 議事日程 31
本日の会議に付した事件 31
出席議員 32
欠席議員 32
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 32
職務のため議場に出席した者の職氏名 32
開 議 33
議事日程の報告 33
一般質問 33
南 波 榮 一 君 33
田 中 元 君 42
田 辺 雅 巳 君 49
山 ・ 信 義 君 56
散 会 62

第 3 日 12 月 15 日(金曜日)

- 議事日程 63
本日の会議に付した事件 64
出席議員 65

欠席議員 65

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 65

職務のため議場に参加した者の職氏名 65

開 議 66

議事日程の報告 66

議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例制定について 66

議案第83号 北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例制定について 66

議案第89号 字の変更について 66

陳情第5号 「教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳
情書について 66

議案第84号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て 68

議案第85号 出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て 68

議案第86号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について 68

議案第87号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制
定について 68

議案第88号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について 69

請願第3号 難病医療費適用範囲見直しについての請願書について 69

陳情第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的対策を求める陳情書について 69

議案第90号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について 72

議案第91号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につ
いて 72

議案第92号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について 72

議案第93号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第4号)につ
いて 72

議案第95号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について 74

発議第9号 特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書について 75

発議第10号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について 77

発議第11号 町村の財政基盤の充実・強化を求める意見書について 78

常任委員会の閉会中所管事務調査の件 79

議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件 79

閉 会 79

署 名 81

平成18年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会期日程

(会期 5日間)

期 日	曜 日	会 議 内 容
12月11日	月	本会議第1日目(招集日)
12日	火	本会議第2日目(一般質問)
13日	水	予算審査特別委員会 総務文教常任委員会
14日	木	社会産業常任委員会
15日	金	休 会(議案審査)
		本会議第3日目(最終日)

第 1 号

(12 月 11 日)

平成18年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年12月11日(月曜日)午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について
- 第4 議会報告第11号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第5 議会報告第12号 諸般の報告について
- 第6 議会報告第13号 所管事務調査の報告について
- 第7 発議第7号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第8 発議第8号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第81号 町長専決処分について(出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定)
- 第10 議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第83号 北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例制定について
- 第12 議案第84号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第85号 出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第86号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第87号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第88号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第17 議案第89号 字の変更について
- 第18 議案第90号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について
- 第19 議案第91号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第20 議案第92号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第21 議案第93号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第22 議案第94号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開会及び開議の宣告

- 議長（高橋速円君） ただいまから平成18年第6回出雲崎町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

会期日程の報告について

- 議長（高橋速円君） 議会運営委員長から、12月4日委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りました会期日程表のとおり決定した旨報告がありました。ご協力をお願いいたします。
なお、12月12日の会議並びに12月15日の会議は、諸般の都合により、会議規則第9条第2項の規定に基づき、会議の開始時刻を午前9時30分に繰り上げて開くことにいたしますので、よろしくお願ひいたします。
-

会議録署名議員の指名について

- 議長（高橋速円君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、中川正弘議員及び4番、田辺雅巳議員を指名します。
-

会期の決定について

- 議長（高橋速円君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月15日までの5日間に決定いたしました。
-

議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（高橋速円君） 日程第3、議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について。
例月出納検査の結果について、監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありましたので、報告いたします。
-

議会報告第11号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（高橋速円君） 日程第4、議会報告第11号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項並びに第95条の規定により、お手元に配りました請願文書表並びに陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

議会報告第12号 諸般の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第5、議会報告第12号 諸般の報告を行います。

最初に、第50回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月22日、東京NHKホールにおいて第50回町村議会議長全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり特別決議2件を含む15事件を決議いたしました。

次に、議会運営委員会の議長諮問事項調査について報告します。議会運営委員長からお手元に配りましたとおり、閉会中の議長諮問事項調査について報告がありました。補足説明がありましたら議会運営委員長からお願いします。

8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） お手元に配付してありましたとおり、議長から諮問されました議会の活性化について、第2次地方議会活性化研究会の最終報告を踏まえて検討をさせていただきました。その集約でございます。お手元の配付書のとおりでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋速円君） 続いて、長岡地域広域行政組合議会について報告します。

去る11月2日に長岡地域広域行政組合議会が開催され、本議会から議長と日山副議長が出席してまいりました。お手元に配りましたとおり決算の認定、また諸事項について報告がありました。

最後に、議員派遣の結果について報告します。9月議会において派遣の議決をした議員派遣について、お手元に配りましたとおり結果報告がありましたので、補足説明がありましたらお願いいたします。

まず、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 議員派遣について概要を報告書等提出しておりますが、今ご覧になっていると思います。私から補足説明をさせていただきたいと思います。

本年10月24日から25日に福島県泉崎村及び下郷町の財政運営及び住宅団地分譲の調査並びに伝統的建造物群保存の調査で全員議員が参加しました。

泉崎村では、工業団地、住宅団地の造成で赤字団体となっていたが、自主再建の道を取り、自主的財政再建計画で住民に負担をかけないことを前提にして取り組みを進めて、平成17年度決算で6年ぶりに黒字になる見込みだという報告でありました。

下郷町では、大内宿では国選定重要伝統的建造物群保存地区で地元大内地区が中心となり保存を行っている。保存民家の三方の改修には事業費の9割を国、県、町が補助、また駐車場は大内宿の収入とし、保存の経費に充てるとのことでした。

以上で補足説明といたします。

○議長（高橋速円君） 次に、7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 去る10月31日に議長、副議長、それから常任委員長、それから議会運営委員長の5名でこの会議に出席をいたしました。報告の中身は記載のとおりでありますので、以上報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋速円君） 以上で諸般の報告を終わります。

議会報告第13号 所管事務調査の報告について

○議長（高橋速円君） 日程第6、議会報告第13号 所管事務調査の報告について。

閉会中の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中元議員。

○総務文教常任委員長（田中 元君） それでは、閉会中の所管事務調査について報告いたします。

去る11月の16日、常任委員全員、それから説明者に教育長、教育課長、それから総務課長の出席を求めて次の事項について調査いたしました。

一つ目、防災関係については、今現在鋭意町のスケジュールは策定中でございますがその中で特に防災関係では、やはり万が一災害があったときの住民の体制とか、その他のことについてもう少し消防団だけでなく一般住民も巻き込んでの中でもというような意見もございましたが、結論は出ておりません。継続的にまたこれは調査してみたいと委員長としては考えております。

次に、小学生の登下校の安全の問題ですが、これは教育長からする説明がございまして、家を出てから家へ帰るまでが学校の監督下にあるのだという考え方のもとで指導しているということでございますし、今現在防災無線で下校時には啓蒙している、これは続けたいということでございます。これはそのように解釈しております。

それと、もう一つは飲酒運転の防止についてということで総務課から説明がございました。それで、それにつきましては案内文もいただきまして、こうですよということを、絶対しないという誓約書を職員はつけておるといってございまして、委員の中からは議会側としても絶対ないように襟を正して、このことについてはもう皆無であってほしいという気持ちを議会側の方からも皆さんにご周知してもらいたいという意見がございましたので、報告しておきます。

まだほかに調査しましたらまた説明はいたしますが、とりあえず防災関係はまだ決定したものはございませぬし、あったとしても町の方で議会の報告云々ということだけだそうでございますが、やはり内容の調査はする必要があると考えますので、また次も防災関係はもう一回継続といいますが、審査をしていかなければならない、中を検討させていただいてチェックする必要があるのではないかというふうに考えます。

以上で報告終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

発議第7号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（高橋速円君） 日程第7、発議第7号 出雲崎町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） ただいま議題となりました発議第7号について提案理由を説明します。

このたびの地方自治法第109条の改正によりまして、常任委員会、議会運営委員会または特別委員会は、議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する当該団体の事情に関するものにつき議案を提出することができるようになりました。このため、会議規則第14条に委員会の議案提出の手続規定を設けるとともに、これに伴い第39条、第101条及び第111条の規定を整備するものであります。また、同法第109条の2の改正に伴い第73条を改めるものです。また、このたびの改正にあわせまして、議員の議案提出について、地方自治法第112条または第115条の2の規定に基づき、議員1人での議案または修正動議の提出ができるように会議規則第14条の改正を行うものです。

なお、資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

発議第8号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第8、発議第8号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） 発議第8号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、賛成者日山議員の賛成を得まして提出させていただきます。

提出の理由といたしましては、地方自治法第109条、第109条の2及び第110条の改正により、閉会中においては議長が委員の選任を行うことができるようになったことに伴い、閉会中の常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任についての条例制定です。

なお、資料といたしましては、お手元に配付してあります出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表を附属してありますので、よろしく審議お願いいたします。

以上です。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議案第81号 町長専決処分について（出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定）

○議長（高橋速円君） 日程第9、議案第81号 町長専決処分について（出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第81号につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が11月1日に施行されたことに伴うもので、同日付で専決処分をいたしました。

改正前の住民基本台帳法では、閲覧できる場合を第11条第1項で「何人でも市町村長に対して閲覧請求できる」と規定しておりましたが、これを個人情報保護に留意し、閲覧できる場合を限定し、第11条第1項の「国または地方公共団体の請求」と第11条の2第1項の「個人又は法人の申し出」に改正されたことに伴い、手数料徴収条例別表中の第11条第1項を第11条の2第1項に改正するものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら説明願います。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） 町長の説明どおりですが、手数料が必要となる第11条の2第1項につきましても、閲覧については特に公益性の高いと認められる場合に限定されておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第10、議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第82号につきましてご説明を申し上げます。

本年度、国の人事院勧告では、国家公務員の月例給、期末、勤勉手当については官民格差が極めて小さいということで、水準改定なしとして見送ったところであります。

また、新潟県人事委員会におきましても同様の取り扱いとなっておりますが、平成18年度中の昇給に関しましては、昇給数の1号給抑制を行うよう勧告しております。国におきましては、既に昨年の人事院勧告に基づき特例として定めております。

人事院勧告の準拠とともに、より地域に合った地方公務員の給与水準ということで県人事委員会の勧告を参考としているところでありまして、このたびの県の対応と同様に、昨年の人事院勧告に基づく改正である平成18年3月の給与条例の一部改正条例に特例として平成18年度中の昇給数を1号給抑制する一部改正を行い、平成19年1月1日の昇給分に適用するものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら説明願います。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

今年度の人事院勧告では、官民格差0.00%と極めて小さいというふうなこと、また新潟県人事委員会においても県内の公民給与の格差が公務員が75円下回り、いずれも給与改定を見送るというふうなことで、今ほどにつきましては町長の提案説明のとおりでございます。

昨年度は50年ぶりの公務員の給与構造の抜本的な改革が行われ、今までの8級制を6級制に、また1号給を4分割する号給構成の見直しが行われております。人事院勧告では、改正後のもので昇給数1号の抑制を行い、それを財源といたしまして水準の高い都市部などが対象となった地域手当

の制度が創設されておりますが、本県の全市町村はこの地域手当の地域には該当しておりません。昨年度は新潟県も含めまして県は未導入、この一号抑制につきましては県は未導入、また市町村によってもばらつきがありました。本町も定期昇給の一号抑制は導入しておりませんでした。しかしながら、今回は10月の県人事委員会の勧告に準じまして、本町も地域手当の支給対象外となっておりますが、県同様に1号給抑制し、19年1月1日の昇給分に適用するというふうなことでございます。

また、昨年度の勧告により一連の改正を行いましたが、このたびのものも昨年度の改正の一連のものというふうなことで、ことし3月に改正しました給与条例の一部改正条例を一部改正するというふうなことでございます。総務省事務次官通達におきましては、人事委員会を置いていない市町村につきましては都道府県人事委員会における勧告を参考に適切な改正を行うというふうなことになっておりまして、今回はこの通知に沿った内容で改定を行うというふうなことでございます。

別紙で資料も提出してございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） ちょっとお聞きしたいのですが、公務員給料は、町の職員の給料は減るのかどうかちょっと聞かせていただきたいのですが。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 実際1号抑制というふうなことでございまして、またこの後の補正予算にもものせてございますが、級は当然1号、19年1月1日分の昇給、本来4号給、4つ上がるはずなのですが、それが3つというふうなことになりますので、当然1号分抑制されると、予算も少な目になるというふうなことでございます。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） わずかみたいなお話なのですが、全国的に見て給料が今下がっている状態なのです、民間、公務員とも。それで、わずかであるけれども、家庭に影響を及ぼす大きな問題であるので、これは地域経済にまた悪影響を及ぼす、少なからずあると思っています。当然下がればどこかやっぱり切り詰める、そういう状況があると思います。ただ、一部の方々、いわゆる高給取りの人ですが、それ除いて全般的に生活がやっぱりきつい状況にあるわけですから、地域経済に及ぼす影響というのは相当大きいと思います。そこら辺どういうふうにご考えておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 総務課長。

○総務課長（山田正志君） 私どもの町自体が地域手当というふうな、昔でいいますとやはり都市部は物価が高い、そういうところで地域手当というふうな部分が昨年創設されております。本県の場合は地域手当が該当になっておりません。ただ、やはり全体的に見た中で今までは人事院も横並び

というふうなことで末端の市町村も想定がありましたが、より地域の経済の実情に合ったものというふうなことで、人事院の方は地元の県の人事委員会の勧告をより参考にとというふうなことでございまして、国レベルで見た給与、また新潟県レベルで見た給与、その辺の部分からして県の人事委員会は今回10月にやはり1号抑制が妥当だろうというふうな勧告をしております。それに本町準拠したというふうなことでございます。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

議案第82号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第83号 北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第11、議案第83号 北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第83号につきましてご説明を申し上げます。

北国街道妻入り会館の建設に当たりましては、6月22日から工事着手をし、順調に工事が進みまして、12月25日には完成の予定となっております。当分の間施設の管理は直営を考えておりますが、次の段階で施設を指定管理者の管理に移行できるよう、指定管理者の指定手続き、管理の基準、協定、利用料金など必要な条項を条例で定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら説明願います。

教育課長。

○教育課長（関川政敏君） 今ほど町長の提案理由のとおりでございます。若干の補足をさせていただきます。

第1条の趣旨ですが、地方自治法の規定により設置及び管理に関する必要な事項を定めているものでございます。

第2条は、北国街道妻入り会館の位置を定めているものでございます。

第3条の指定管理者による管理から第4条の指定手続、第5条の管理基準、第6条の業務内容、第7条の協定の締結、第8条の指定取り消し、第9条の秘密保持義務と、第10条の利用料金などについては、指定管理者制度の移行に係る必要な条文を整備したものでございます。特に10条の利用料金については、第10条第1項では無料とすると、設定的には無料ですけれども、第2項では営利的とする場合等設定の目的以外に利用する場合は1室4時間につき1,500円を徴収するというもの

であります。なお、料金の1,500円設定の基準は保健福祉センターの和室の利用料金を参照に決定させていただいたものでございます。何分ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） 指定管理者制度ですが、これは公募に移行されるのか、それともその地域、ここでいいますと尼瀬地域の方をお願いするのか、その辺の考えはどのように持っていられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 教育課長。

○教育課長（関川政敏君） できれば地域の方からお願いしたいということでございますけれども、これから1年3カ月をかけて指定管理者制度にのっとるようなものの方を選出してやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋速円君） 6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） 私もそのように同感だというふうに認識しております。その中で貸せる方なのですが、例えばこれは老人会みたいなのが借りる場合は無料なのかどうかちょっと疑問に思ったので、その辺お願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 教育課長。

○教育課長（関川政敏君） 一応はここに書いた10条に書いてあるとおり無料でございます。ただ、利益を目的にするとか、これに沿わないものであれば今の言う料金で1,500円徴収をさせていただくのですが、原則は無料で大いに使っていただきたいなと思っております。

○議長（高橋速円君） 6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正君） 私も同感ですので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） ここにもまた指定管理者ということで9条の件が載っておりますが、町民の意見を反映する点でもオープンにしたらどうかという点なのですが、そういう点でその資料としてオープンにすることは、秘密を持たないと、9条を外すということはしないのでしょうか。

○議長（高橋速円君） では、総務課長、お願いします。

○総務課長（山田正志君） 今までの経緯でございますので、私の方からご答弁させていただきます。

秘密保持の義務と相裏腹なものが情報開示というふうな部分ございまして、現在指定管理者として指定していないわけですが、この条項につきましては、指定管理者のやはり運営した中で当然出てくる秘密保持の部分もあるかと思えます。そういう部分で載せてあるというふうなことでございまして、これと裏腹にやはり情報公開する部分というのは当然積極的にしていかなければいけないというふうなことで考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番(田辺雅巳君) 例えばどういう秘密保持に当たるのか、そこら辺具体的にちょっとわかったら聞かせていただきたいと思っているのですが。

○議長(高橋速円君) では、総務課長。

○総務課長(山田正志君) 実際まだ運営していないわけですが、ただ個人情報でございますので、そこを運営するに当たりましていろいろやはり手に入る情報というのが当然あるかと思えます。ここの施設以外でも当然運営している中で取引先の会社、会社の中でのいろんな情報、また個人の情報、そういう部分でやはり必要に応じて入ってくる情報というのがあってはないかと思えます。それは、外部に守らなければいけない秘密は秘密としてやはり保持する必要があるのではないかと、それを規定しているというふうなことでございます。

○議長(高橋速円君) 3番、中川正弘議員。

○3番(中川正弘君) 設置及び管理に関する条例ですので、お聞きするのですが、使用時間は何時から何時までということに決めが載ってありませんけれど、構わないのですか。要するに朝の6時から借りたい、夜中の12時まで借りたい、ここには書いてありませんけれど、使用時間何時から何時までというのはどうなるのでしょうか。

○議長(高橋速円君) 教育課長。

○教育課長(関川政敏君) 一応はやっぱり9時から10時ごろまでというような規定はしておりますけれども、その場に応じて、災害とかいろいろ使用する場合がありますし、それはまた指定管理者の受けてくれた、また今3カ月間はある程度個人の方をお願いしたいと思っておりますので、その方と開閉をお願いしていきたいなということで考えております。

〔「規則」の声あり〕

○教育課長(関川政敏君) 申しわけありません、そういうことで規則で定めていきたいと思っております。

○議長(高橋速円君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(高橋速円君) これで質疑を終わります。

議案第83号は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第84号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について

議案第85号 出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長(高橋速円君) 日程第12、議案第84号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第13、議案第85号 出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一

部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第84号及び議案第85号につきまして一括ご説明を申し上げます。

障害者自立支援法が10月から本施行されたことによりまして、障害者自立支援法による自立支援医療費についても新たに乳幼児医療費助成の対象となることに伴い、それぞれの条例につきまして所要の条例一部改正を行うものであります。

以上、議案第84号、議案第85号につきまして一括ご説明申し上げました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら説明願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） ただいまの町長の提案理由のご説明のとおりでございますけれども、障害者自立支援法の本施行によりまして支援法に基づく自立支援医療費が町乳幼児の医療費助成の対象となることに伴い、第7条に障害者自立支援法の関係条項を追加するなど所要の一部改正を行うものでございます。

なお、改正部分等につきましては資料の新旧対照表がつけてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。

議案第84号及び議案第85号の議案2件を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） これによって法令適用者、対象が増えるかどうか、また従来助成された人が外れる人というのは何人なのか、それで恩恵に当たる人、この対象者は何人なのか、それによって町、個人の金額は大体幾らぐらいなのかかわかればちょっと聞かせていただきたい。

○議長（高橋速円君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） ただいまの議員さんのご質問でございますけれども、今現在私どもの把握している範囲内におきましては、この自立支援医療費に該当される障害者自立支援法に基づく医療に係る方は今のところ出雲崎町にはおりません。従前どおり母子保健法ですとか児童福祉法の方が該当すると。ただ、これから新しく生まれる方につきまして、こういったことのないことが一番いいわけでございますけれども、いわゆる先天性の病気を持ってこられて、あるいは障害者自立支援法に基づく自立支援医療を受けられるケースがもし仮に出てくるのであればこういったことが該当してくるというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

議案第84号及び議案第85号は、社会産業常任委員会に付託します。

議案第86号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第87号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高橋速円君） 日程第14、議案第86号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第15、議案第87号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第86号及び議案第87号につきまして一括ご説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が10月から施行されたことにより、療養病床に入院している70歳以上の高齢者の方について入院時生活療養費が新たに創設され、あわせて町ひとり親家庭等の医療費助成及び町重度心身障害者医療費助成の対象となることに伴い、それぞれの条例につきまして所要の条例一部改正を行うものであります。

以上、議案第86号、議案第87号につきまして一括ご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら説明願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） 議案第86号及び議案第87号につきまして、町長の提案理由のご説明のとおりでございますけれども、若干補足説明をさせていただきます。

先ほどの町長の説明の中にございました療養病床でございますけれども、これは慢性疾患等の患者さんが急性期の治療、いわゆる緊急的な治療が終わり、比較的症状が安定期に入ったものの医学的管理のもとでさらに長期療養が必要な患者さんを対象にリハビリを中心としたケアを行うという病床でございます。中越管内では長岡西病院、悠遊健康村病院等がこの病床を備えている代表的な病院でございますが、こういった病床に入院されておられます70歳以上の方につきまして、このたびの健康保険法等の一部改正によりまして、特養施設等に入所されている方と同様、食費と居住費

のご負担をいただく入院時生活療養費が新たに創設をされました。この食費に係る費用の負担、標準負担額と申しますけれども、これについて助成をするため、それぞれの条例につきまして所要の一部改正を行うものでございます。

このたびの改正では、あわせまして文言、条項等の整理、修正など県等の準則に従いまして改正してございますので、改正部分が多岐にわたってございますが、資料の9ページから15ページに新旧対照表をつけてございますので、よろしくご参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。

議案第86号及び議案第87号の議案2件を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 先ほどと同じようなこと、条例適用者の対象が増えるのかどうか、従来助成された人が外された人は何人おられるかと、恩恵に当たる人は何人になるかと、それと町、個人の増減があれば町、個人の金額はどのようになるか、わかればちょっと聞かせてもらいたい。

○議長（高橋速円君） 保健福祉課長、お願いします。

○保健福祉課長（佐藤信男君） ただいまの議員さんのご質問でございますけれども、まず対象外になる方はございません。あわせまして、例えばでございますけれども、ひとり親家庭等の医療費助成に関するものにつきましては、例えば70歳以上の方で一人で子供さんを養育をされておられるというケースがあれば該当してまいりますけれども、今のところ当町におきましては70歳以上の方で乳幼児の方を育成といいますが、養育をされておられる方ございませんので、ひとり親家庭につきましては該当はございません。

あわせまして重度心身障害者医療費の助成に関しましても、従前の医療費助成に該当しておるという状況の中で、今のところ新規該当者は私どもの把握している範囲におきましてはおりませんので、ご承知おきいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

議案第86号及び議案第87号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

議案第88号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（高橋速円君） 日程第16、議案第88号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第88号につきましてご説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日公布されたことに伴いまして、これまでの老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に変わり、平成20年4月から75歳以上の方等を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることになり、市町村は後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされました。

この広域連合は、制度の施行準備のため平成18年度末日までに設けることとされておりまして、関係市町村議会における議決により規約を定め、県知事の許可を受けなければならないことから、本定例会において議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら説明願います。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） ただいまの町長の説明のとおりですが、補足をさせていただきます。

第1条は、広域連合の名称です。

第2条は、広域連合の組織、第3条は区域で、県内の35市町村すべてということです。

第4条は、広域連合の処理する事務で、1号から5号ですが、保険料の徴収事務や被保険者証の引き渡し等の窓口事務は住民に身近な市町村が行い、それ以外の医療給付や保険料の賦課等の業務は広域連合が行うということです。

第5条は、広域連合の作成する広域計画の項目ですし、第6条は広域連合の事務所ですが、新潟市内に置くということで、準備事務局に引き続き自治会館の本館を予定しているということです。

第7条は、広域連合議会の組織ですが、県内全市町村で組織ということで、平等の議決権を有すべきとして定数を35人と定め、第8条で当該関係市町村の議会において1人を選出、第9条はその任期を規定しております。

めくっていただいて、以下条文のとおりですが、第14条の補助職員ですが、平成19年は30人規模とし、当面は高齢者数に応じて構成市町村から職員を職員派遣により対応するという事になっております。

第17条は、広域連合の経費の支弁の方法です。次に掲げる収入をもって充てるということで第1号から4号のとおりですが、後期高齢者医療制度においては患者負担を除いた医療給付費等については公費約5割、現役世代からの支援金約4割のほか、後期高齢者の方の保険料1割で賄われることとなります。

次のページにいきまして、附則のところでは施行期日、経過措置を規定をしておりますが、施行期日は健康保険法等の一部を改正する法律の附則第36条で3月末日まで広域連合を設けるものとされており、県知事の設置許可申請を1月下旬、設置許可を2月中旬、広域連合を3月1日に設置し、

同日施行ということになるということです。

経過措置以下このとおりですが、めくっていただいて別表をお願いいたします。別表第1は、第4条関係です。関係市町村において処理する事務ですが、法第48条で保険料の徴収事務及び被保険者の便益の増進に寄与するもので、政令で定めるものとしております。政令は18年9月13日に公布されており、各種の申請、届け出の受け付けや被保険者証の引き渡し等の窓口事務を規定しております。

別表第2は、第17条関係で規定した広域連合の経費の支弁の方法のうち関係市町村の負担金の負担割合等を定めたものです。共通経費として均等割10%、高齢者人口割40%、人口割50%です。さらに、医療給付に要する経費は、法で定める市町村の負担すべき額は負担対象額の12分の1、いわゆる公費負担の6分の1の額に当たりますが、その下の保険料その他の納付金では、法で定める市町村が納付すべき額は、市町村が徴収した保険料と低所得者に対する保険料を減額した分の4分の1を広域連合に納付するということとなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第88号は、社会産業常任委員会に付託いたします。

議案第89号 字の変更について

○議長（高橋速円君） 日程第17、議案第89号 字の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第89号につきましてご説明を申し上げます。

県営中山間地域総合整備事業、薬師堂地区の土地改良事業が本年度に完了することに伴いまして、土地改良法に基づいて換地業務を進めてまいりましたが、現状の字において整備後の形状に合わせた形で整理するものでありまして、関係者、県との事前協議も調いましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら説明願います。

総務課長。

○総務課長（山田正志君） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、議案の別紙で用意してございますが、変更調書をご覧いただきたいと思っております。おわかりのとおり、滝谷、柿木におきま

して、いずれも大字の変更ではなくそれぞれ大字内の小字の変更というふうなことでございます。また、滝谷、柿木にそれぞれの換地において小字の区域の変更の資料として添付しております。このたびの圃場整備の面整備によりまして整備された一連の区域に小字が入り組んでいるというわけでございます、このたび字名を整理するというふうなことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） この方々の対象地域の方々の意見というのは聞いておられるのでしょうか。その点についてちょっと。

○議長（高橋速円君） では、産業観光課長、お願いします。

○産業観光課長（加藤和一君） それでは、お答えいたします。

これにつきましては、地元の方と十二分に協議して、これから管理しやすい、作業しやすいものにしようということで確認済みでここに提案させていただいています。

以上です。

○議長（高橋速円君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第89号は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第90号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

議案第91号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第92号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋速円君） 日程第18、議案第90号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、日程第19、議案第91号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第20、議案第92号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第21、議案第93号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第4号）について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第90号から議案第93号につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第90号の一般会計から説明を申し上げます。今回の予算補正で、まず歳出のうち主なものは、2款総務費、1項総務管理費で、本年まで芸大生の宿泊先として鈴木さんにお貸ししていました尼瀬の旧原邸の雨漏りによる屋根などの施設修繕料、宝くじの助成によるコミュニティ助成事業の採択に伴う鳴滝町のたるみこし、獅子頭などと柿木の宮太鼓、獅子頭などの2件の補助金を計上しております。

2項徴税費においては、確定申告、住民税の申告システム導入のための住民税賦課業務電算委託料を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費では、NPO法人としてネットワークさぶらいが福祉有償運送の実施に当たって町運営協議会の設置による協議が必要となったため、その委員報償を、また町社会福祉協議会補助金の追加として本年4月からの正採用職員の職歴加算分の計上、9月からふれあいサポートセンターいずもざきがスタートしておりますが、この介助員の増員に伴う賃金分として地域活動支援センター委託料の追加、対象身障者のレベル低下に伴う補装具、住宅改修費、その他17年度国県事業の精算に伴う返還金を計上いたしました。また、一般会計からの国保会計への保険基盤安定分、財政安定化支援分の繰出額の確定により繰出金の減額を、県後期高齢者医療広域連合準備委員会のための負担金を計上いたしました。

2項児童福祉費では、放課後児童保育の体制充実のため、指導員増員に伴う賃金追加、両保育園の0歳児保育が増えたことなどによる委託料の追加計上をいたしました。

6款農林水産業費では、1項農業費において、航空防除事業、堆肥センター整備事業の完了、精算による補助金減額、上小竹地区のため池整備が当初単年整備を予定しておりましたが、事業費配分が複数年になったため県営事業負担金の減額を、平成20年度からの六郎女地区中山間地域整備事業の実施に向けての調査計画費の県負担金の新規計上、また薬師堂地区中山間地域整備事業の完了により共同減歩による道路用地等の町買収費を精算まで、基金に積み立てるための積立金を計上いたしました。

7款商工費では、利用者の増加に伴う町中小企業信用保証料補給金の追加を計上いたしました。

8款土木費では、2項道路橋りょう費除雪関係費で直営作業員部隊の追加に伴う賃金等の追加、道路修繕、維持補修工事費の追加を、また農業費で薬師堂地区中山間地域整備事業に伴う道路用地の買収費、川西第2期分譲と合わせた川西4号線整備のための物件補償料の追加を計上いたしました。

5項住宅費においては、既に全員協議会で説明いたしましたが、分譲地紹介、空家、空き地の調査の成功謝礼としての報奨金の計上、またてまり団地分譲の販売代金追加に伴う宅造会計への繰出

金を減額しております。

9款消防費では、柏崎市への消防事務委託料の精算見込みとして追加計上をしています。

10款教育費では、2項小学校費で学校用地の法面土留め柵修繕のための施設修繕料の追加を、暖房設備改修工事の精算、また既にお願ひしておりました小学校校舎の体育館の耐震補強工事を2カ年継続事業として新規の計上、4項社会教育費では、妻入り会館の年内竣工に伴い、年度末までの準備経費、維持管理費を計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正に連動する財源として、地方特例交付金、地方交付税、分担金、国庫、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、雑入、町債を予算計上しております。

これによりまして、歳入歳出それぞれ今回の補正予算額は4,139万2,000円を追加いたしました。予算総額を32億2,856万8,000円といたしました。

次に、議案第91号につきましてご説明を申し上げます。このたびの予算補正の主なものは、歳出では、2款保険給付費の療養給付費、療養費、高額療養費を実績見込みによりそれぞれ追加し、9款諸支出金の療養給付費負担金の国の返還分については前年度実績で精算を行い、追加計上するものであります。

次に、歳入では、歳出予算経費の財源として、一般会計繰入金において保険基盤安定繰入金の減、財政安定化支援事業繰入金の追加、あわせて前年度の繰越金を追加して計上するものであります。

これによりまして、歳入歳出それぞれ今回の補正予算額は2,874万1,000円を追加いたしました。予算総額を5億6,044万2,000円といたしました。

なお、この補正予算につきましては、去る12月1日に国民健康保険運営協議会を開催し、ご承認をいただいていることを申し添えます。

次に、議案第92号につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、歳出では、1款総務費の22節で水源井戸付近で発生した自家井戸の湧水に対する代替設備の設置に係る補償料を計上し、2款水道管理費の13節では水道の水質を自動監視する機器設置に係る設計業務委託料を計上いたしました。

また、歳入では、これらの財源として5款の繰越金を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ今回の補正予算額は245万円を追加しまして、予算総額を1億5,525万円といたしました。

次に、議案第93号についてご説明を申し上げます。このたびの予算補正は、出雲崎てまり団地の販売を促進するための広告料を追加計上いたしました。

歳入では、てまり団地の土地売払収入を追加計上し、また一般会計繰入金を減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ今回の補正予算額は97万6,000円を追加いたしました。予算総額を1億6,270万1,000円といたしました。

以上、一般会計並びに3特別会計につきましてご説明申し上げますが、よろしくご審議をお願い

いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） 補足説明がありましたら説明願います。

まず、総務課長。

○総務課長（山田正志君） ただいまの町長の説明のとおりでございますが、一般会計補正予算につきまして若干の補足説明をさせていただきます。

歳出の方からお願いしたいと思います。事項別明細書の210ページからお願いいたします。最初に、全体通して給与関係の主なものの補正が出てございます。各課にわたりましてございます。議案第82号で提案しておりますが、職員給与の1号抑制関係の補正減というふうなこと、また時間外手当につきまして増減を組み替えを補正してございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、第2款の総務費でございます。総務費、7目企画費のコミュニティ助成事業補助金につきまして町長の説明のとおりでございますが、歳入の諸収入、雑入で補助金と同額の計上となっております。100%の補助というふうなことでございます。大字柿木集落が180万円、大字鳴滝町町内会が240万円の助成内訳となっております。

続いて、211ページ、電源立地地域対策交付金事業基金費でございます。電源立地地域対策交付金事業の基金利子積み立ての追加につきまして、前期分の基金利子の追加計上でございます。本年度はこの基金を利用いたしまして石油記念公園整備、北国街道妻入り会館整備に充当しております。基金に一度利子を積み立てまして、次に事業費充当のため取り崩すというふうなことになっておりまして、7款石油記念公園費、10款北国街道妻入り会館建設費で財源更正をしてございます。

続いて、2項徴税費でございます。2目の賦課徴収費で住民税賦課業務電算委託料の追加についてでございます。来年の確定申告、18年度確定申告から窓口での申告支援というふうなことで、より利用者にとって短時間で確定申告等が対応できるというふうなもののための電算部分を追加計上してございます。

次の212ページお願いしたいと思います。3款民生費でございます。民生費の1目社会福祉総務費の町福祉有償運送運営協議会の委員報償についてでございます。協議会は5人の委員というふうなことで、1回5,000円の報償費ということで3回の開催を予定してございます。また、社会福祉協議会補助金の追加につきましては、本年4月1日の採用の正職員の経験年数を職歴加算というふうなことで当初で見ていなかった分を追加補助というふうなことで計上してございます。続きまして、213ページにつきまして、償還金関係のっておりますが、これは前年度からの精算というふうなことで返還金を計上してございます。

5目老人福祉費、19節の負担金につきましては、議案第88号で広域連合の設置に伴う規約の議決をお願いしてございますが、このたびのものは設置までの準備経費と設置後の今年度分の広域連合負担金の計上でございます。

続いて、次のページ、214ページお願いいたします。2項児童福祉費でございます。まず、賃金に

つきましては放課後児童保育指導員賃金というふうなことで、現在登録38名程度となっておりますが、児童クラブの体制を安全にというふうなことで1名介助員というか、指導員を追加というふうなことで追加計上になってございます。続いて、8節報償費につきましては「子は宝」支援金の追加というふうなことで、これは転入者の特例というふうなことで3人目の部分の半額分を計上してございます。

続いて、2目児童措置費、13節委託料でございますが、これ両保育園0歳児と、また1、2歳児での保育の追加というふうなことで、出雲崎保育園主任保育士加算が適用になるというふうなことで追加というふうなことでございます。これにつきましては、歳入で国庫補助4分の2、県補助4分の1というふうなことで歳入も連動してございます。

4款衛生費でございます。給料で保健師給減でございます。12月末に退職する保健師が1名ございます。また、1月1日から採用の保健師が1名というふうなことで、差額分の減額を計上してございます。

続きまして、216ページ、6款農林水産業費でございます。3目農業振興費、4目の畜産業費につきましては堆肥センター等の精算でございます。

5目農地費の県営上小竹地区ため池等整備事業につきまして、先ほど町長の説明ございましたが、当初単年の事業費4,500万円を見ておりましたが、それで県に要望しておりましたが、結果的には本年度500万円の事業割だったというふうなことで、来年度に残りを要望するというふうな形になっております。したがって、町負担は工事費の21%、事務費25%というふうなことになっておりますので、今回減額補正を見合う分しているというふうなことでございます。次に、県営農業農村整備事業調査計画費負担金についてでございますが、平成20年度の六郎女地区の実施というふうなことを目指しております。その調査設計計画関係の策定の県負担金でございます。国50%、県25%、町25%というふうな負担割合になっております。これも歳入と連動してございます。次に、土地改良事業清算基金積立金についてでございます。本来土地改良区があれば基金自体も設置がないというふうなことになります。本町土地改良区ございませんので、事業費の清算につきまして土地改良区が行っていき、よその場合ですとこれは土地改良区が行っているわけですが、本町の場合は設置がないというわけですので、圃場整備によりまして町道道路用地の拡大分等で受益者の方が共同減歩をして土地を捻出されております。この町道の買収代金を一時的に基金に積み立てておきまして、受益者負担の精算時に基金を取り崩すというふうな流れになっております。今回はそのための基金積み立てでありまして、土木費におきましてはこれに連動いたしまして町道部分の用地買収費を計上しているというふうなことでございます。

続きまして、218ページお願いいたします。先ほどの基金利子の財源更正というふうなことでのせてございます。

219ページでございます。先ほど道路維持費の町長の説明ございますが、除雪作業員賃金でござい

ますが、現在直営は2チームございますが、1チームを増やすというふうなことで、その指導者分の賃金も含んでいるというふうなことでございます。それと、このたび道路修繕工事につきまして今回、まず済みません、11節需用費の中の道路修繕料の追加でございますが、町道大門沢田藤巻線ほかの部分で修繕料を計上してございます。あと、15節工事請負費の中で町道維持修繕工事につきましてでございますが、米田6号、小木7号、尼瀬9号海岸線ほかの道路修繕部分を計上してございます。あと、町道物件補償料の追加につきましては、川西4号線で電柱、立ち木ほかの補償料の追加というふうなことでございます。

続きまして、220ページをお願いしたいと思います。1目住宅管理費、住資源利活用促進報奨金についてでございますが、前回の全員協議会でもご説明させていただきましたが、町分譲地のあっせん報奨として契約までこぎつけた場合に1件10万円の報奨金を5件分、また空地、空き家の物件の調査、持ち主の意向を確認してホームページまでこぎつけた場合に1件5,000円の10件というふうな成功報酬として今回制度化して報奨金を計上してございます。

次に、住宅用地造成費の宅造会計への繰出金でございますが、宅造会計での分譲販売の追加に伴うあわせた減額というふうなことでございます。

9款の続きまして消防費につきましては、柏崎市からの今年度の精算見込みというふうなことで常備消防事務の委託料の追加計上をしてございます。

次に、221ページ、教育費関係でございますが、2項小学校費の1目学校管理費、11節需用費の消耗品の追加は国庫補助の耐震工事の事務費分を計上してございます。また、13節委託料では工事施工の監理委託料を計上してございます。それと、小学校費の校舎、体育館耐震補強工事につきましては、これも以前に全員協議会でご説明いたしましたが、他町村の18年度分の割り当て分の調整というふうなことで本町に追加配分されたものでございます。当初単年度を見込んでおりましたが、2カ年事業というふうなことも予定されております。2カ年継続事業というふうなことで200ページに継続費の年度割を定めた継続費の部分のをせてございます。本年度は管理料、工事費、事務費で4,448万7,000円、19年度は残りの1,475万6,000円というふうなことで、継続費の表自体ですと5,924万3,000円の事業費というふうなことでございます。年度で分けますと18年度が75%、19年度が大体25%というふうな割合になっているかと思っております。また、財源的には管理料につきましては、これは国費の対象にならない一般財源というふうなことでございます。工事費、事務費は2分の1が国庫補助、残りの2分の1がほぼ全額が元利償還金、交付税措置がある起債を充当してございます。また、事業実施についてであります。なかなか事業につきましては子供さんたちの休みというふうな部分を利用してのまた工事になります。今後県、文部科学省と打ち合わせをしながら繰越明許の進めまして、最終的には3月議会で繰越明許の予算議決をいただくというふうなことになるかと思っております。19年度分のものであわせて発注というふうなことで事業実施を予定しております。というふうなことでよろしくお願いいたしたいと思っております。

続いて、223ページお願いいたします。5目北国街道妻入り会館建設費でございます。これにつきましても議案第83号で管理条例を提出してございますが、町長の説明のとおり今月で竣工いたしますので、本年度分の管理関係の経費というふうなことで計上してございます。特に新しい施設というふうなことで消耗品関係、また座机等、これ今10個ぐらい予定をしておりますが、座机を備品というふうなことで購入させていただきたいというふうなことでございます。

続きまして、204ページに戻っていただきたいと思います。歳入の関係でございます。地方特例交付金の追加につきましては、既に確定している数値を計上してございます。

続いて、地方交付税についてでございます。1,050万6,000円の追加となっておりますが、18年度分の決定額が13億2,873万6,000円というふうなことで、今回追加補正いたしました。また留保分として1億4,800万円程度を残してございます。これは3月までに残しているというふうなことでございます。

続いて、13款分担金及び負担金につきましては、これ歳出の方で申し上げました県営上小竹地区のため池等の関係の受益者に係る分担金の減でございます。

15款国庫支出金につきましては、これは歳出の方で連動いたしましたものでございます。

また、2項国庫補助金の安全、安心な学校づくり交付金、これが耐震関係の国庫補助金の名称でございます。2分の1が計上されてございます。

続いて、206ページでございます。これにつきましても歳出民生費の県負担分というふうなことでのせてございます。

2項県補助金につきましても歳出に連動してございますが、災害復旧事業費県補助金についてでございますが、これは先に工事を実施いたしまして、施越分というふうなことで17年に施越工事というふうなことで工事だけを実施いたしまして、補助金について翌18年度に国から入るというふうな制度のものでございまして、17年度分を18年度で歳入を受けているというふうなことでございます。

続いて、19款繰入金をお願いしたいと思います。財政調整基金繰入減でございますが、当初1億4,000万円を18年度当初で取り崩しを予算計上しておりましたが、9月議会補正で1億円を戻し入れ、今回4,000万円を戻し入れ、繰り入れはゼロというふうなことで、今の状態ですと13年の末で11億円の残高となるのではないかなというふうなことでございます。

続いて、208ページをお願いいたします。20款繰越金につきましては、17年度の実質収支1億3,909万2,000円でございますが、今回追加補正というふうなことで全額計上してございます。

次に、21款諸収入につきましては17年度の精算に伴う受け入れというふうなことで、過年度収入というふうなことで精算分を受け入れてございます。

5目雑入の土地改良事業、特定用地代追加は、歳出でご説明しましたとおり町道分の用地代金の受け入れでございます。また、コミュニティ助成事業交付金につきましてはこれ歳出総務費でご説

明のとおりでございます。あと、住宅防火施設整備事業につきましては、6月補正をいただきました町営住宅の火災報知機の設置をしてございますが、全国公営住宅火災共済機構から補助がされるというふうなことで、要望としては82戸分要望しておりましたが、そのうち49戸が採択になりまして、1戸当たり3,000円というふうなことで14万7,000円補助されるというふうなことでございます。

209ページ、これは22款町債で、先ほどから関係する部分での説明のとおりでございます。

続いて、また200ページへ戻っていただきまして、これ第2表、継続費につきましては先ほど歳出のところの説明しましたとおり、18年度、19年度の一応年度割というふうなことで継続費の表を掲上してございます。

続いて、201ページ、第3表、地方債補正につきましては、これも歳出で申し上げたとおり小学校校舎・体育館耐震補強事業の起債、県営ため池等整備事業の起債の減額というふうな部分で載せてございます。

続きまして、最後になりますが、224ページご覧いただきたいと思います。今回の補正予算給与費の関係の明細書でございます。給料関係で32万6,000円の三角となっておりますが、これは1号抑制分と保健師がかわるといふふうなことで給与差の部分が一緒になったものでございます。

また、職員手当につきましては真ん中の表で扶養の移動によるもの、また通勤、住居の関係で移動によるというふうな部分での移動となっております。

次に、225ページは先ほどの継続費の年割の表をさらに財源を伴いまして整理した調書というふうなことでございます。

最後に、226ページにつきましては地方債の調書というふうなことで、このたびの普通債の農林水産県営ため池整備事業での減、あと(7)、教育の小学校耐震補強事業での追加分を整理してのせたものとなっております。

以上、説明させていただきましたが、このたびの全体の補正予算につきまして、補正額として4,139万2,000円の追加となっております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋速円君） 次に、町民課長説明願います。

○町民課長（徳永孝一君） それでは、平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、209ページの歳出から説明をさせていただきます。

2款の保険給付費ですが、1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては財源更正ですし、その下の2目退職被保険者等療養給付費2,260万円、3目の一般被保険者療養費の30万円、4目の退職被保険者等療養費10万円につきましてはそれぞれ実績見込みによる追加です。

次のページ、2項2目の退職被保険者等高額療養費59万円についても実績見込みによる追加です。

9款の諸支出金、1項3目償還金ですが、17年度の精算による療養給付費の国庫負担分の返還515万1,000円を追加させていただくものです。

次に、歳入ですが、208ページをご覧ください。歳出に見合う形で9款繰入金、1項1目一般会計繰入金ですが、説明欄をご覧いただきたいと思います。保険基盤安定繰入金は143万8,000円の減額になっておりますが、内訳は保険者軽減分で県、町の負担割合に応じて152万5,000円の減額、保険者支援分で国県、町の負担割合により8万7,000円の追加となっております。その下の財政安定化支援事業繰入金は、県からの交付税導入額通知がありましたので、27万9,000円を追加しております。

その下の10款で前年度の繰越金2,990万円を最終的に予算計上させていただくものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋速円君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第93号まで、議案4件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号から議案第93号まで、議案4件につきましては、定数9人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時50分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時51分）

○議長（高橋速円君） これから諸般の報告をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に田中元議員、副委員長に南波榮一議員が互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

議案第90号から議案第93号まで、議案4件は予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は予算審査特別委員会において行いますので、ご了承ください。

議案第94号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（高橋速円君） 日程第22、議案第94号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第94号につきましてご説明を申し上げます。

人権擁護委員の広橋千恵子さんが平成19年3月31日をもちまして任期満了となります。後任候補者につきまして、大字住吉町の海野町子さんを法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋速円君） この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時52分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（高橋速円君） 起立全員です。

したがって、議案第94号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（高橋速円君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

（午前10時56分）

第 2 号

(12 月 12 日)

平成18年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年12月12日(火曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開議の宣告

○議長（高橋速円君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

議事日程の報告

○議長（高橋速円君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおり行いますので、ご協力願います。

一般質問

○議長（高橋速円君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

南波 榮一 君

○議長（高橋速円君） 最初に、7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） まず、天領の里の指定管理について3点に分けて質問いたしますけれども、一問一答ということで要請しておきましたので、順次申し上げてお答えをいただくという手順でお願いいたします。

まず最初ですけれども、指定管理者が行う業務の範囲について伺います。私どもは、この公募要領が去る11月の21日に発表されるまで全く予期もしない内容で発表されましたので、というのはレストランと、それから物産館、これのみを指定管理にしようという考えでずっと来ておりましたので、それが範囲がずっと拡大をされて、もろもろあそこにある施設全部、夕凧の橋だとか石油記念公園だとか時代館も含めて広範囲にすべてを網羅したということで、ちょっとこれが私どもの想定外ということで、これをどうしてそうなったか理由をまず伺います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 一問一答でございますので、まず最初の質問にお答えをしたいと思うわけですが、この指定管理者制度は、ご承知のように官から民へという流れの中で行財政運営の構造改革という位置づけがしてあるわけでございます。民間のノウハウ、発想、そしてそれを効率的、能率的に発揮をしていただきまして、住民のサービス、あるいはその持てる施設のいわゆる価値観を高めるというところに意義があるわけでございます。しかも、自治法によりますと9月以降におきましては委託制度が廃止になりまして、要するにこういう施設につきましては自治体の直営か、あるいは管理の完全委託かという二者択一を迫られておるという状況の中でございます。いずれを選択するかということになるわけでございますので、しかも天領は一体的な施設でありますの

で、一方は官、一方は民という運営につきましては法的にもそぐわないという結論に達したわけ
でございます。また、運営上といたしましても非常に複雑になりまして、これは効果がまた半減する
だろうという可能性がありましたので、公募による一体的な管理がより法的な面からも、また今前
段申し上げましたようなことからいたしましても妥当だろうというようなことでこのようにさせて
いただいたということでございます。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 町長の考えはわかりました。わかりますけれども、私が思うに、あの施設は
いわゆる町民の税を使って、すべてが税金だけではないけれども、そういうものでつくられた施設
でありますので、やはりその施設をつくった意義、目的、これは今町長が言われたとおりいろいろ
法律的な運営は当然やらなければだめだけれども、そういうものを考え合わせれば、できれば私は
地元業者がすべてだというふうに申し上げませんけれども、そういうことも十分念頭に、育成とい
う立場も考えなければならぬと思います。この募集要領の4ページの応募資格の中のウ、これによ
りますと公営、民営問わず類似施設の運営実績があるかどうかということは非常に重要なポイント
になっていると思います。したがって、広範囲に当初考えた以上のものを含めたことによって
地元の皆さん、あるいはその周り、近く、地域でもいいですけども、意欲を燃やした皆さんが一
層これに応募しにくくなったという事実はありませんか。どうですか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） この施設につきましては、平成6年に12億9,000万円事業投資がされておしま
す。その財源内訳は、いわゆる地域総合整備事業債、あるいはまた電源立地交付金、そして県の広
域観光拠点づくりの一環としての第1号の補助金もいただきました。しかもまた、町民の皆様のと
うとい町税を約7,700万円入れたわけでございます。総合整備事業債、これ借金でございますし、
7,700万円は町民の血税でございますが、おかげさまでこれにつきましては3年前に一切借金から全
部償還をして今そういうものはございません。そういう観点からいたしまして、私は町民の貴重な
とうとい税を使っております。そのままを施設としての運営をしてまいったわけでございますが、
あくまでも前段申し上げますように公募ということになりますと、この貴重な財源と大きな町の観
光、あらゆる面に寄与している施設でございますので、これをより効率的に、申し上げましたよう
に能率的に運営をして今まで以上の収益を町が取得すると、そしてこれは特定の人に関連するもの
ではございません。町民の血税ですから、上がったものは教育、福祉、産業振興と広くあまねく町
民に還元をして町民のサービスを高めるという趣旨があろうと思います。しかも、公募でございま
す。これに特定ないわゆる先入観なりそういうものを付与するということになりますと、公募と
しての透明性あるいは公平性を欠きます。そういう観点からいたしまして、例えば地元企業からも
ぜひ応募いただきたい。それは同じ土俵上の中でお互いが経営をかけてやってもらう、そしていかに
収益を生むか、今官製談合ということが叫ばれています。しかも、これからの公共事業につきま

しては、私たちも地元育成ということである程度の配慮をしまいでございまして、
今後はそういうものは大きな課題となって、問題となっておりますことは先般ご承知のとおりで
ございます。これにつきましては私も心を痛めております。しかも、南波議員さんもご承知のよう
に今町はいずれの物品を買うにいたしましても、かつては地元優先でございましたが、今はすべて
見積もり合わせをしていい品物を安く購入してご利用いただくという観点に立っておりますので、
そのようにご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 私も効率的に運営をして収益の一部が町に返ってくれば町民の幸せにつなが
るとということについては同感でありますけれども、次の質問にかかわってくるのですけれども、同
じ指定管理であるとすれば、もう一つここで伺いますけれども、収益性のあるものと、それか
ら収益を生まない、全く管理だけの部分が管理に入っているわけですから、分けて運営をさせる
という考えなかったでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 全くございません。効率の上がる、収益の上がる部門を民に任せ、収益の上
がらない部分を官が受け持つなんて、これは到底考えられません。そういう矛盾したことは用いら
れません。しかも、この施設の一体的運営ということになってまいりますと、これは一体的運営の
方がもう非常に大きな効果があると思うのです。例えば今町は天領まつり、あるいは青空市場、あ
るいは植木市、あるいはまた民間によります夕日コンサート、こういう事業を行うにいたしまし
ても町が直接やるか、あるいは指定を管理をいただいた方からやっていただくのか、共催でやるのか
主催でやるのか後援でやるのか、一体となる、1足す1は3になり、4になるという可能性がござ
います。そういう観点から一体的な管理が妥当だという基礎に立ちました。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 同じものでばかりだめなものだから、これ2点目のいわゆる経理といいますが、
財源にまつわる施設運営ということでお伺いします。

先ほどちょっと申し上げましたように、この本事業ではとにかくレストランと、それから物産館
の、あるいは時代館のそういうものの入場料とか販売手数料等で賄うということになっております。
その範囲で今申し上げましたいわゆる公園だとか駐車場とかトイレとか、すべてものを管理をする
ということでありまして。そこで私が今申し上げましたのは、分けるということは無理であっても、
柱というか、物の考え方を収益性のある部分と管理部門と分けて、収益性のあるものは収益性があ
るといっていいですけども、今申し上げました公園等、それから夕風橋の管理等は別途に、同
じ中でもいいけれども、中身は2本立てという方法もあるのではないかと今お伺いいた
します。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） どうでしょうか。今この後の全員協議会でもまた明細を発表いたしますが、この一体的な施設の管理をいわゆるホームページで公開をし、お願いをしました。現在大手11社応募いただいております。この後もあると思います。ということは、あの施設を一体的に任すのだから、あなた方はどういうノウハウを持って、どういうテナント料あるいは借地、いろいろございます。そういうものを含めて町にどれだけの寄与ができるかどうかというものは最終的なポイントです。そうなればいいのではないのでしょうか。あえて分けて煩雑の中に、しかもいろいろ問題出てまいります。この後の全員協議会でよくお話しします。一体的にやって効率が上がり、しかも施設の目的をより以上に対外的に理解をいただいて、しかも町に大きなプラスを与えるということになったらいいのではないのでしょうか。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 経営の中身からいうと、先般3年間の天領の里の収支決算いただきました。これはすべて赤字であります。私が今心配するのは、恐らく民間であれば当然利益を生まなければならない、経常利益なり営業利益をどうしても上げなければだめだという立場で言いますと、少しでも手間がかからないようにするにはどうするかといえば、今ここでうたわれているように、あそこに働いている職員すべて完全雇用をしてほしいという要望になっておりますけれども、そうでなくても中身が厳しい、町がやった中でも厳しいわけですから、まず民間の皆さんも当然そこら辺に着目をして、では経営をしっかりやるにはどうかといえば、やはり一番まず考えるのは人件費の削減、やっぱり人件費のウエートが一番高いですから、そういうふうに目が向くので、完全雇用といいますが、完全に確保することは難しくなるのではないかという点で、私が先ほど申し上げましたように、少しでも合理的に、委託するにも合理的に、本当の管理だけの部分だったら部分を一緒にもいいけれども、その部分の費用を別の中に入れてもいいのではないかという、いや、2本立てのところあります。収益と管理部門と2本立ての人よくあるわけですから、そういう方法も考えられなかったかどうかという、私が今一番心配しているのは、とにかく民間だから利益追求、それからもう一つはもしここで本当にいい業者が町中にいればいいけれども、そうではなくて周りのどこかから出てきた場合、そちらの方の業者がもし適当だということで選ばれば、やはり出雲崎町のここがそうである、こうであると言っている、そうでなくてやっぱり業者は自分の本業そのものの考え方、そういうところのものをここに持ち込んでやはり収益を上げて頑張らなければならぬということになるのではないのでしょうか。町長が言ったようにいわゆる地元産を使ってもらったり、地元の間人を優先的にとおっしゃるけれども、やはりどうしても収益を上げるとなればそこら辺が問題になってこないのでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） いかがなものでしょうか。あの天領の里は天領の里です。町の施設です。町はその天領をいわゆる中心の核に据えて売り込んでいるのです。これは当然です。それをやっても

らうと、これは条件です。そういうものをわきまえず度外視して自分たちの企業はただ営利を目的にやるということになったら、私はそれは任せられないのです。私たちは、あくまでも先ほど申し上げましたような天領という出雲崎町のいわゆる時代を考証し、石油記念館、あるいはいろいろな海の海洋レクリエーション、そういうもののすべてをあそこに凝縮をして、これが出雲崎町の観光のメッカだとやっているのです。これを売り込まないような形の中で収益を生む、それに専念したら私はそれ任せません。そういうことであれば、そのための条件なのでしょう。プロポーズもやるのでしょうか。そういう中で、人の雇用についてもそうです。これ4日と5日の2日間にわたりまして私は天領にお勤めになっている皆様方にこれまでの経過と今後の対応についてもしっかりとお話をし理解を求めています。そういうものに全力を挙げます。残念ながらすべてその天領の中使っている人を終身雇用してどうしようという時代ではないのです。これからそうです。行政だってそうです。私は今いる職員にだって今までの職員すべてをやって、いつでもそれぞれの考えがあればそれなりに行動してもらい、もうスリム化をしなければならないのです。そして、そこから生まれたものは、この後またご質問いただくわけですが、今過疎化も進み少子化も進む大変厳しい状況の中である、あるいは交付税の問題も変革の時代を迎えておる、そういう中に少しでも民のノウハウを活用して出雲崎町全体が浮揚する、あるいはプラスになる要因を考えていかないと、ミクロの視点で物を考えたらだめです。やっぱりマクロ、ミクロ、両面に視点を置かないとなかなか難しいです。温情主義だけではいけない、5,400人の町民のために何をすべきか、これをまず主眼に据えての事業を行政も進めていかなければならないと、そう考えています。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 町長の姿勢はよくわかりました。わかりますけれども、私は必ずしも温情主義というだけ言っているのではなくて、やはりそこに働いてきた、今まで働いている皆さんにとって首を切られることはつらい思いですし、それはあってはならぬと思いますので、そういうものを含めて今お話をしましたけれども、これは地元の業者がどうこうではなくて、当然指定管理に選ばれる皆さんがそういうことも配慮してしっかりと守っていただかなければならないものであると思います。

ここでそのことばかり追求してもだめですので、次のもう一つの中のにまたかかわってきますので、観光拠点ということに関連して質問いたしますけれども、これも今町長の言っているように出雲崎町の観光立町あるいは観光の拠点というのはまさしく天領の里、あの一帯だと思います。これは全く同感でありますし、そういう中でいわゆる情報の発信だとか観光計画、活性化、そういうものをすべてそこで発信をさせるという内容でありますけれども、しかもそれは今までですとやはり町の行政の直営でありますので、行政と全く天領の里の運営が一体化して、まさしく一つになってやられたわけで、今度はやる方が民営で別な者がやって、行政のそういう考え方がスムーズに伝わるかどうか、一体性が持てるかどうかという一つの心配がありますし、もしそういうことになると

すれば観光立町に大きなマイナスブレーキがかかるというふうに思いますので、この辺どうでしょうか。今までの流れは一体的にうまくいくでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） これは、施設をどなたが請け負うかわかりませんが、要するにあれだけの広大な施設を、大体私たち出雲崎町はあの施設の運営に1年間1億7,000万円から1億8,000万円の事業費をかけております。総体的なですよ。あれだけの施設を請け負う業者にやはりこれはプロポーザルをしながらあの施設全体を請け負っていただいて、収益分も、あるいはマイナス分もございましょう。その点を全部相殺をして、それであの天領が町に幾らの拠出金を出しながらやりましょうというものは一つの尺度になります。そうやってまいりますと業者は一人でも多くのお客を呼び込まなければだめです。そういう面からしても業者はいわゆる天領という、これは有名ですから、それを中心に大勢の集客をしようとするであろう、大勢のお客が来るであろう、出雲崎町は今度はそのうまい肉を落としているわけですから、今度入ったそういう委託料なりをいただくわけですから、そういうものを全力を挙げて今度出雲崎町として天領を売り込むと、そういうことによってお互いのいわゆる関係の中で相乗的にプラスアルファは出てまいります。しなければならぬわけです。私たちは天領任せだから、もう業者すべて任せ、とんでもない。全力を挙げて今まで以上のお客を集めるようないわゆる町としても広告宣伝なりいろいろなお金を投じなければならぬ。ただ、もらったお金だから、これはプラスの歳入でございまして。ため込むというのではなくて、そういうものをさらに付加価値をつけて天領を売り込み、出雲崎町を売り込むということをしなければならぬのではないのでしょうか。私はそうやります。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 町長の意気込みは全く私も同感ですし、そのファイトがなければならぬことは確かでありましてけれども、余り先々転ばぬ先のつえという形であれもどうかこうだと考えては前へ進まぬでしょうけれども、一番今そこが観光拠点であったし、今後もそうであるとすれば、私が今考えるには、例えば今すべて業者が行うには観光協会とか商工会の皆さんも一体となって、やはり町がやる行事だから、町が計画した行事だからということでもう率先をしてかかわってきたと、協力してきたと私は思っております。そういう意味で考えると、今度町の管理委託してしまうと、町の施設であるけれども、運営が違うわけで、運営は違うといってもこれは町長言ったようにこれの要領にあるこの中身に沿って町の考えを忠実に執行していただくということではありますけれども、ただそれはそういうふうにとれますけれども、これはなかなか一緒になって町がやったときと比べてやっぱりその辺が私どもはちょっとうまく流れがいくのかどうかという心配が実はあります。この辺どうでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 全く私の考え違います。例えば先ほどから申し上げますように商工会だって

そうでしょう。町のために協力するのではないのです。自分たちのいわゆる企業としての立場、そのものを物産を売ったり、大勢の皆さんからおいでいただく、町の行事をする以上は町を売り込むということなのです。だから、先ほど申し上げましたように例えば天領まつり、あるいは夕日コンサート、今年やれるかどうか、これは今後の問題ですが、やれるとするならば私たちがそういう事業をすることによって指定管理者とあなた方も後援をしてくれと、協力してくださいよ、若干の経費も出してくれと、そうでしょう。そうなれば管理を受けた人というのは、人が大勢来れば物産なりレストランに入るわけです。そうでないでしょうか。私たちは今度は、そういう皆さんは力持っているわけですから、そういう皆さんの協力をいただいて、それぞれのイベントを広場を大いに利用して大いに大勢の皆さんからおいでいただく、それが相乗効果だと私は申し上げているのです。そういう近視眼的な、町は損するとか、業者、そうではない。指定管理者制度をする以上は、先ほど申し上げたように民間の発想、ノウハウというものを大いに活用していただいてより効果を高める、効果を高めるということは大勢の皆さんにおいでいただくのです。そうでしょう。そういう中に町がどんな事業しようとも私は求めていきます、指定管理者制度に。例えば青空市やりますよ、あなた方も協力してくれと、若干の経費もかかるから出してくれないかと言えばこれ徴収いただける。いいわけです。協力してお金を出しても価値があるのですもの。だから、今まで町が進めた以上にいわゆるプラスアルファ、相乗効果というのが生まれてきますよということを私は申し上げている。その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） そういう形の効果を生むことは間違いないと思いますけれども、やっぱり私は初めてなものだから、心配をして申し上げているのですけれども、ただ先ほどから言っているように、やはりそれは商工会の皆さんだって自分がもうければいいということではなくて、そういう人たちからやっぱり町と一緒にあって、町のそういうイベントだよと、行事だということで参加するからこそ町の売り込みもできるし、そのものも皆さんも繁盛するということになるので、それはやぶさかでないと思うのです。当然そうだと思いますけれども、それで先般私どもが懇談会やりましたときに話がちょっと出たのですけれども、そこに町の職員を派遣したり、あるいは出向させることは法的に無理だろうという話でありましたけれども、そのようなこともスムーズに物をやるにはいいのではないかというような発言もありました。そんなことは考えぬでしょうか。例えば観光協会のような皆さんがそこを拠点にさせてもらうような、そんなような方法というのを取り入れることは不可能でしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） それこそそういう観光協会なり商工会が意欲的にそういう管理者となった方々と相協調し、相諮りながらそこに事務局なり何を持ちながら自分たちも売り込み、またその天領を、時代館なりそういうものに対する相乗的なプラス効果を及ぼすような働きかけをすればいいの

ではないですか。そういうもし本当に皆さんがそれでいいのかと私は絶対的に取持ちます。やりません。心配ございません。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 余り長くなっているとしようがないから、今町長の最後の言葉を信じていますけれども、やはりそういう形で恐らく皆さんが本当にそこでやる以上は頑張ってもらおうという気になっていると思いますので、そのようなことをしっかりと町長も心に秘めて頑張ってください。これ天領の里に関しては終わりますけれども、もう一つ、出雲崎町の将来について伺います。我が町は当面単独ということでここまで町長も頑張ってそれなりの成果は上げてきたし、今後も成果を上げながら先を見据えると思いますけれども、たまたま県内15残っていた町村が岩船の方が状況が変わって5町村が合併をしようというような動きになってきましたし、川口町は前々からそんな動きで変わってきましたけれども、いずれにしてもそういう流れが出てきたというふうに考えます。我が町もそんな意味で当面単独でこのままでいいのだという考え等は町長は持っていますけれども、そんな方法でもなかなかいき切れないだろうと思いますので、ここで町長から、町民の声を聞くことはもちろん大事ですけれども、これは町長が本気でリーダーシップを発揮するという時期に来たと思います。タイムリミットがそうなってきたと思います。そんなことで町長の本音を聞きたいし、それから議会としてもこの問題については合併を含めた財政問題について真剣に取り組む決意がありますので、申し添えておきますけれども、町長の所信をお伺いいたします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 合併問題でございますが、今南波議員さんから力強い、議会もこの合併の問題について財政から合併の今後のいわゆる行き先を真剣に勝負をかけてもうやると、本当に私は、通告もいただいているのですが、ありがたいなと本当に感謝申し上げます。満腔の敬意を表する次第でございますし、議会と一体となってもう全力を挙げてこの問題に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

しかし、今議員さんから町長の考えはどうかということでございますので、まず客観的な立場で考察をした中で発言させていただきたいというふうに思っているわけでございます。かつてはもう申し上げるまでもなく3,232の全国市町村があったわけでございますが、来年の3月いっぱいでは1,812市町村になるだろうと言われております。しかも、今議員さんのご発言の中にもございましたように岩船の方の5町村も合併に向けて動き始めているわけでございますので、当然そういう形ができるということになってまいりますと、新潟県もかつての112市町村が35市町村で今あるわけでございますが、さらに少なくなるというご心配、当然だと私は思っていますし、町民も今南波議員さんと同じような気持ちで受けとめておられるというふうに思っております。

さて、そこで先般皆さんももう十分お読みになっていると思うのですが、8月に新潟日報に「合併のその後」という検証が10回シリーズで載っております。そこは皆さんもお読みになっており

ますし、いろいろとご案内になっていると思うわけですが、最終のあれは10月15日の新聞でございましたが、総括に新潟日報社会部の相田晃という方が総括をしておりました。その中でこの特集を組んでいるところへ行ってみて合併してどうだったという話を聞いてもよかったという声はまずなかったというような記事が載っておりました。しかも、これは合併したばかりですから、問題があると思うのです。しかも、皆さんも気になっていると思いますが、近隣行って合併してどうですかと、よかったという声はないです。あるところの企業は、いや、もう合併して町が寂しくなっちゃったと、職員は半分以下になっちゃった、当然そういう飲むとかそういう機会も少なくなった、もう灯が消えたようですと、これは私だけではございません、かつての旧町の首長もおりました。率直な話をお聞きしているのです。しかし、これは合併間もないことですから、そういうことがすべてではない。しかも、最近この間も新聞出ておりますが、いわゆる合併特例債、建設計画というものを私たちも一応は計画したわけですが、あるいは地方交付税優遇措置、しかし今その建設計画もすべて見直さなければならない、あるいは中止せざるを得ない、未着手というものがほとんど、この前新聞出ておりましたね。これは、私はこの前35市町村の首長、きょう議長さんもおいでいただいたのですが、助役も行ってありますが、そこで財政等々地方分権についての講演会がございましたが、私はそこで発言しまして、これは合併にしてもそう、理念なき改革ではないですかと、問題はお金がないからやっているのではないですか、お金がないからどうするのだと、だからひずみが出ているのではないのでしょうかと、大学教授も全く同感だと言っていました、そのような状況の中に今あるということだけはひとつ皆さんもご理解をいただきながら、しかしながら今出雲崎町もこの後また財政関係であります、盤石です。どこにも負けません。絶対的な基盤があります。当分続きます。この18年度末のいわゆる財調等いろんな面からおきましてまず盤石です。しかし、私が常に申し上げているように、これからはいわゆる今言う国の改革、あるいはまだ道州制の問題も出てまいりますし、新型交付税、大体輪郭はわかってまいっておるのですが、そう大きな変化はないのです。出雲崎町は別に何にも差し支えないと私は思っております。上下二、三千万円と言われておりますから、まず間違いありません。しかし、私は常に皆さんに申し上げておりますように、いわゆるこの盤石の態勢とゆとりのある中で次の選択をどうするかということがよりよい発想と間違いなき進路を定められるのです。どうにもならなくなった、さてどうするかと、これはいわゆる店じまいをするにしてもマイナス、マイナスです。だから、私は力のある今申し上げる皆さんとともに余裕を持って小さくてもきらりと光る町づくりをするのだという自信を持ってやってきたわけです。そういうものの中で次なる進路をどうするかということをしかりと構築をして私は歩を進めるべきだと思う。これは遠き将来ではないと思います。近き将来にその選択をしなければならぬと。私はちょっと議会の皆さんに申し上げているのですが、そういう意味で来年はひとつ各集落を全部回りまして今の町の現状と、また近隣の合併の実態、そういう中で将来をどうあるべきか、しかりと住民の皆さんと議会の皆さんと胸襟を開きながらよりよい意見を出し合って、

その中の公約数を求めて進路を定めるべきだと私は考えています。私らにも考えもあるのですが、基本的には今申し上げたような形でひとつ議会の皆さんの今後もさらなるお力を、またご指導いただきながら、これはもう今南波議員もおっしゃるように大事な問題だと思うのです。もう一番大事だと思うのです。そういうことを念頭に置いてこれから進めてまいりたいというふうに考えておりますので、また議員さんもおっしゃるようにもう本当に全力を挙げて取り組んでいただくと、本当に喜んでいるわけですが、さらにお力、また知恵をかしていただくということになるかと思っておりますので、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（高橋速円君） 7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 基本的には町長の考えどおりで全くいいと思うのですけれども、やはり心配するのは、確かに周り行ってもよそ行っても、いや、やっぱり合併して大変だと、おれの町は灯が消えたようだという話聞きます。そういうことがあるだけに心配しているのです、実は。町内でもかえてこのままがいいのではないかとか、あるいはいろいろな意見ありますけれども、どちらかというこのままの方がいいという感じ、受けとめ方、これはむしろいっぱいだろうけれども、ただ先々がどうなるか全く見えないものだから、町長も心配しているように私どもも心配しておるわけでして、可能な限り、町長がおっしゃったように今は大変いいのですけれども、例えば我が町の財政が豊かになるような方法、例えばエコパークの後の問題とかいろいろ中野議員も質問前にありましたけれども、そういうのもろもろ含めて可能な限り財源を確保する手当てをしながらやっぱり先をしっかりと見据えていただきたいと思っております。

いろいろ質問申し上げましたけれども、一応これで終わります。ひとつ頑張ってください。よろしく申し上げます。

○町長（小林則幸君） いいですか。

○7番（南波榮一君） はい、いいです。

田 中 元 君

○議長（高橋速円君） 次に、5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 私は、このたびの一般質問で町長に対して町の活性化を含めた中での人口問題についてちょっとお伺いしたいと思っております。

合併が一段落しまして、当町も当面の間今の質問にあったように単独でいくのだということになりますが、三位一体の改革の中で交付税が面積と人口ということによって決定されると、今最初の質問の南波議員の中で当面変わらないだろうという話でございますので、それはそれなのですが、やはり人口が減っていけば必然的にその分に対する交付税減るということは当然考えられると思います。それで、このたび町長の英断と議会の協力、全町挙げてのてまり団地の造成ということで、契約者も8割方決まったような感じ、これからもう若干真ん中のいいところが一番売れないと

いうちょっと厳しい面もありますが、何か新しいノウハウでいい図面ができれば何とかかなというふうな期待感も持っておるわけでございます。

それで、その分譲が人口を増やす一つの方策とはいえ、やはりそれだけではなく町の活性化につながるというようなふうを考えられます。現在ももうでき上がった建物はありますし、それからもう何棟か建設中、先般も行きますと既にまた1棟基礎が始まったというような状況の中で、もう全く前の青葉台と違ったイメージの団地になってきております。大変結構なことだと思うのです。しかし、これだけでは人口には歯どめはかからないと思うのです。あそこで例えば50区画、それから川西団地で10区画、約70区画くらいの土地ができて、一たんはそれは確かに埋まればある程度人口の増加にはつながりますけれども、決してこれが人口の減少の歯どめという材料にはならないと思うのです。やはり少子高齢化で人口が減るのはわかりますけれども、実際には私は高校、大学を卒業した地元の生徒は地元に残らないでほとんど都会の方へ就職をしたり、進学する場合にはまだ異動届を出していませんから、人口へのそういう影響ありませんが、大学終わって地元でないところへ就職なんかしますと人口減ります。そういう動向も教えてもらってあるのですが、そんな中でやはりその子供たちが出雲崎町へ帰って出雲崎町に住んで出雲崎町で働きたいのだというような状況を、これから魅力のある行政というか、魅力のあるまちづくりを行政が行うことによって、わざわざ遠いところへ行かなくてももうちで通ってちゃんとできるならそれでいいよというような状況をこの行政でどういうふうにし組みづくりを町としてしていくのか、またもしそれがあ程度かなわなかった場合というか、なかなか追いつかなかった場合には、例えば決してハローワークや何か頼むのではなくて、町の行政の中でそういう地元から通えばいい職場等をあっせんするような、提供できるような方法を何か考える方法はないか、まずその辺から町長のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 今田中議員さんから人口問題、特に出雲崎町大変厳しい状況の中でどうするかという本当に適切なお話をいただいているわけでございますし、非常に私もこれらが一番大きなまた課題になろうかなというふうに思っておりますが、総括的にこれもちよとお話をさせてもらって、今世界が、日本が、新潟県が、自治体がどうなっているかという現実をちょっと数字を挙げてお話をしてみたいというふうに思っております。

まず、世界的には爆発的に人口が増えると、60億、70億になるだろうとされているのです。しかし、日本は残念ながらもうだんだんと、もう昨年からは人口は減っておるという人口減少期に入っているということでございます。そういう中で、日本もそうですし、新潟県はどうだかといいますと、新潟県も残念ながら、全国的にちょっと申し上げますが、全国的に今47都道府県あるのですが、32都道府県でもう既に人口は全部減っているのです。15の府県が若干人口が伸びていると。新潟県はどうかといいますと、この前昨年国勢調査あったわけですが、新潟県も人口はどんどん減ってお

ると。昨年の国勢調査によると増えたところは、皆さんももう見ておられますが、新潟市、弥彦村、聖籠町で若干増えているが、あと全部人口減少と、しかも新潟県は8年連続人口は減っている、自然減、社会減、いずれも減っておるという状況です。しかも、ことしの4月新潟大学を卒業された方々が県内に就職した就職率は44%でした。あと全部東京なり県外に出られたという現実があるわけです。新潟大学を出てさえももう既にそういうような状況が生まれるということで、それも東京あたりに集中的に就職をしているという数字が出ています。これはどういうことかということになりますと、これからますますそういう傾向が生まれます。いわゆる団塊世代の大量退職と、人材をいかに求めるかと、これがもうさらにこういう落差が大きくなってくると。今まで一昔前には考えられなかったような大企業がどんどん優秀な人材を求めておるということになってまいりますと、もう我々が今考えている以上に人口は減っていくのではないかと。しかも、景気もよくなってきておるというふうな状況の中で、これは非常に厳しい状況であるということは、これ出雲崎だけでは、出雲崎町は特に多くなっているのですが、そういう厳しい状況であると。各自治体はそれに対する方策を練っているわけでございます。皆さんも福島県の泉崎村行かれたわけです。この泉崎村も大変厳しいのですが、やっぱり団地をつくったりなんかしていかに人間を呼び込んで、都会に就職する人たちにも来てもらいたいというので都市に通う3年間で上限300万円支給しましょうと、これはちょっと珍しい例です。やったのですが、皆さんお聞きになったでしょうが、東京に通う50代の社会人がたった1人なのです。泉崎村そうなのです。泉崎村はそういう実態なのです。だから、金や物だけではなかなかものはいかないと。

しかし、私はやっぱり抜本的に何をすべきか、確かに田中議員さんおっしゃるようないいところを町にどうだと言われれば、ハローワークもございしますが、それなりの努力しなければならぬと思うのですが、基本的には今未婚、晩婚化が進んで子供ができない、しかもこういうことを言っただけかと思うのですが、今の皆さんの家庭状況をいろいろ近くを見ましても、今親子の世帯、親だけの世帯、いわゆる核家族化というのはどんどん進んでいる。しかも、今生活は非常に経済的にも豊かになっていますから、ちょっとおもしろくない、ちょっとあれば私はうちを出て他へ行く。残念ながら新しいご夫婦もおられてもちょっと折り合いが悪いと、いや、住まないで私はうちを出ていきますというのにもなきにしもあらず。しかし、そういう意味でまず出雲崎町というものはその基本となる世帯なり家庭というものをどうするかと、そういうものの融和とそういう方々との何とかお互いに譲り合いと、その中でいわゆる大家族とは言いませんが、そういう流れが作り出せないかと私は思うのです。だから、私たちも第3子、第4子、第5子にはひとつやりましょうやというふうなことで皆さんのご理解いただいたと。きょうの朝のテレビ見ていると、国もやっぱり少子化対策について第2子、第3子に対しても、乳幼児だけではないそういう皆さんに対しても若干の予算措置をしたりするというようにテレビで言っていました、それだけは抜本的改革はないと思うのです。まず私は家庭です。家庭の中における融和と協調の中で、やっぱり同じ世帯の中でみんな

なが和気あいあい住むと、こういう姿ができないかなと。企業を誘致するというのは、これはなかなか無理です。しかし、努力はしなければならない。そういう観点からしますと、抜本的な対策というのはないのですが、私はやっぱり小さいことからしっかりと積み重ねをするという観点からいたしますと、企業誘致とかそういうこと、これよりも家庭内のそういうお互いが後継ぎをうちに置くとか、そういう努力をする家庭内の努力というものが必要になってくるのではないのでしょうか。それがいわゆる老後の問題であり、また家庭融和なりのものにつながる。私はやっぱりそういう面から、良寛さんの町ですから、そういう面を徹底的にひとつ皆さんと相談って、金や物ではないです。そういうものからやっていくのがまず大事ではないかというふうに私考えております。ただし、今田中議員さんのおっしゃるような方策も非常に大事なことだと思いますので、そういうものも呼びかけて、町としてできることは最善を尽くすべきだと考えていますので、また皆さんからもいい知恵を出してもらってご意見いただきながら、また町もそれに対応してまいりたいと。またこの後ご質問があると思いますので、これで終わらせていただきます。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 比較的最後の答えの方の数字ですが、実際に調べてみますと過去4年間で大体町の人口が正式ではないのですけれども、330名以上減っているのです。15年から18年の2月末まで。それで、それをやりますと大体年間平均42名、これ自然増、自然減も一切含めて、転出転入も含めてなのですが、平均43名ずつ人口が減っているという現状なのです。それで、特に私が先ほど高校生、大学生の問題取り上げたのはここなのです。4月の段階、平成15年の4月末から18年の4月末まで各1カ月、例えばの話が平成15年の2月の末に5,780人あったものが4月の末には5,742人、ここで既に38人、ほんの2カ月間で減っている。これははっきり言えばやはり就職、あるいは転入転出の問題もあるでしょうけれども、それで減っている人口なのです。これ自然減も含めていますが、そうすると、その減っているのは大体15年の4月末と16年の4月末、17年の4月末、18年の4月末をトータルしますと97名減っているのです。それをやっぱり平均すると24名。そうしますと、結果的に1年間の人口の減る約半数がこの時期に人口減になっているという数字が出てきているわけです。そうしますと、やはりさっき言うようにいかに就職、進学も含めてもあるのですが、出雲崎町に残らないかという現実はっきりわかっているわけです。

それで、やはりそういうことを考えますと実際に人口減というのはそういうところから数字が来ている。その生徒たちがそれだけ減るということは、当然年間を通しての人口なんか半分以上その時期に減っているということはやはり出ていくと。今町長がおっしゃった家庭の中がまず第一なのだ、私もそのとおりだと思います。私はおかげさまで子供をたった2人しか作りませんでしたけれども、地元に残りまして地元にあります。残念ながらうちは、こんなことは不思議なことなのですが、まだうちには小さいのはいませんけれども、そういうふうなことの中でできるだけ地元にいると。ですが、さっき町長がおっしゃった家庭環境が大事だというのは、私は自慢するわけでは

ありませんが、うちへ帰ってきて就職するとは思わなかったのです、若い子だから。そしたらうちへ来て就職したいということで就職先も探しましたがけれども、現実としてうちにいてくれるということで自分では喜んでいきます。確かに町長の言う家庭環境が大事だというのは、私はそれではよかったなというふうに今自画自賛しているわけですがけれども、そうした場合に、町長が今おっしゃった家庭環境が大事だということになった場合に、これからそうすれば行政、特にこれは福祉課の問題ばかりではないと思いますけれども、そういうような家庭環境を大事にして、うちに子供がいてうちから通うような状況の家庭環境をつくるというためには、確かに家庭の努力も必要ですが、行政的な何かは考えるようなことも、それも自分でやれというのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 今田中議員さんの人口移動についても例えば4月の動態についてもお話をいただいたのですが、今私もこれをちょっと資料もらっているのですが、先ほど新潟県の例を申し上げましたね。社会動態あるいは自然動態ともに減少していると。しかし、この中にあって出雲崎町は非常に私はいいい数字が出ているなと思うのです。16、17、15年はプラス・マイナス・ゼロか。16年がプラス、4月の段階で15ですから、プラス6ですね。17年がプラス6。自然動態減っています。生まれる方が少なくて亡くなる方多いですから。社会動態はプラスなのです。ただし、18年がちょっと大きいです。18年がマイナス19、あとは社会動態が増えているのです。だから、私はこれを見て案外出雲崎町も捨てたものではないなと。むしろ自然動態はだめです。お年寄りが多いですから。お年寄りは亡くなる、生まれる方は少ないですから、自然動態は減少ですが、社会動態は非常にいい線が出ています、出雲崎町は。ということは、団地関係からそういうもので非常にプラスになっているのではないかと私は思うのです。私川東団地今乳幼児、小中学生は何人いるかと調べさせたのですが、32人います。あの60世帯で32人というのは、異常なほど大勢の皆さんがいて大変にぎやかだと私は思っています。調べていただきましたら32人ですよ。深町団地で17人おられる。あれは32世帯ですわね。17人ですよ。よその集落そういうのありますか。少なくともおっしゃるように決定ではないです。ないが、さっき申し上げた一つ一つを積み重ねをすることによって社会動態はいい線になっているのです。だから、そういうものを進める。今もてまり団地、新生活支援世帯が8世帯か、100万円支給8人です。これは大きなまた効果を呼びます。そのほかにも大分おいでいただいていますから、だから私は大きなことばかり言ってもだめなのです。やっぱり小さなことから一つ一つ積み重ねをして、それを集大成をして成果というか、プラスにつなげていかなければならない。一つ一つミクロではだめなのです。ミクロ、マクロの中でどうすべきか、ミクロの現時点からマクロの将来的な人口動態を考えたときにあらゆる方策、どういうことがあるかということ積み重ねないとだめです。一つだけ取り上げてはだめだ。だから、全体的なものから積み上げをすることで、今田中議員さんもおっしゃりたいいわゆる企業との関係、就職との関係、これも大きな一つの課題と、大変いいことだと思うのですが、それだけではだめです。そういうできることとできる

いことございますから、だから総合的にどうするかということを考えていかないと、世界的には人口は増えているのですが、日本はもう2030年になると大変なのです。1億を切ると言われているのです。そういうときにどうなるのか、そういうことを考えると出雲崎町は大変ではなくて、日本もやはり経済の大きな年金関係、それからいろいろな問題大きな破綻を来すということになってくるのですから、これは出雲崎町だけではなくもう本当に大きな課題として、人のことは言わなくても、私たちの町は今田中議員さんがおっしゃるよう前向きに真剣にこの問題を取り組んでいくべきだと、今議員さんのおっしゃることも十分貴重なご意見として受けさせていただいてまた前向きに対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくひとつ。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 今町長の言われた数字と私がいただいた数字がちょっと違うので、住民基本台帳の用紙とすると自然動態は全部マイナスですよ、年間通して。

○町長（小林則幸君） 4月の場合。

○5番（田中 元君） 4月の場合ですよ。4月場合で私が今いただいたのは自然動態ですと昭和14年マイナス3です。それから、昭和15年が.....

〔「平成ですよ」の声あり〕

○5番（田中 元君） 済みません。平成ですか。平成です。平成14年と平成15年で、15年が4月の段階で.....

○町長（小林則幸君） プラス・マイナス・ゼロでしょう。

○5番（田中 元君） プラス・マイナス・ゼロ。

○町長（小林則幸君） ゼロでしょう。

○5番（田中 元君） はい。それから、14年はマイナス3。

○町長（小林則幸君） いや、16年。

○5番（田中 元君） 16年はプラスの6。

○町長（小林則幸君） 違いますよ。19でしょう。15でしょう。

○5番（田中 元君） いや、社会動態は6でしょう、4月は。

○町長（小林則幸君） 社会動態。

○5番（田中 元君） 6でしょう。

○町長（小林則幸君） 6の9の12の3の15の9、6ですね。

○5番（田中 元君） 6でしょう。確かにそこにいくと、それでさっき言った18年の4月は19ということで、これはどういう事情でここで急にいっぱいになったのかちょっとわかりませんが、そういうようなことの中で確かに社会動態ではそうなのですが、実際の先ほど私が申し上げた数字というのは要は単なる自然動態も含めた数字ですが、今は4月に人口が減っているというのは、さっきの平成15年の2月の末の人口と15年の4月の末の人口でそこに既に差が38人あるということ

は、自然動態も含めてですけれども、年間の数字の中から考えていくと4月、5月の移動というのはやはりある程度考えられるのはその就職の問題、それともう一つ先ほど町長の言われた家庭環境の問題と、こうおっしゃいますが、そういうことを地道に変えていかなければならないというふうに町長もおっしゃっていますが、それについてはやっぱり行政の責任もさることながら、家庭の責任が大事というのは町長言ったのわかりますが、行政としてそういうようなコミュニケーションのとり方をどうするのだというのは、どこでやったらいいかというのは町長がもしご答弁できたらそれをご答弁いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 私は常に申し上げていますが、ドラマチック日本海、良寛さんの心を心とした町づくりをしようということを町民に呼びかけて、一つ一つ仲よくやってくれとか、そこら辺は私が言わなくてもわかっているわけですが、私は基本的には良寛さんの心を心とした町づくり進めましょうやを合い言葉にやっているのですから、そういうものの中で本当にお互いに融和を保ちながら、集落もそうですし、隣近所もそうですし、家庭も何とかそういう形の中で、必ずそれがプラスになるのです。お互いのためになるのですから、そういうことをひとつ徐々に徐々に口伝えにまたいろいろの機会、皆さんと雑談の中でお話をしていった方がいいかなというふうに思っていますので、そういう意味でまた皆さんのご協力もいただきたいと思っています。

○議長（高橋速円君） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元君） 一応お話もわかりました。それで、大体のこともわかっていますが、これから私も努力しなければならぬと思いますが、最後に一つだけさっき言う人口増につながる問題でてまりの問題、それから今まで造成した宅地では小さな子供が余計いるのだという状況の中で、今街並の特に海岸なのですが、保存するためにいろいろな施策がされております。それで、そこに結局今正直言って人口を来ってもらうためにホームページでいろいろな案内を始めたわけですが、町としてやはりこれは民間の土地ですから、町がどうこうするというわけにはなかなかいかないでしょうけれども、いわゆるくしぬけ状態の宅地を何とか一括によって回り回して何か画期的な町で行政として施策は考えられないものですか。その辺最後に一つ聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） これは、この後どなたかの質問に……

○議長（高橋速円君） 4番、山崎議員。

○町長（小林則幸君） 4番ですか。後でまたやる……いや、せっかくですから、お答えしますが、正直に申し上げまして実はこういう問題に相当なノウハウを持っておられるだろうという、いろいろ事業を通して私たちもかいま見ているわけですが、そういう方々からちょっとおいでいただいて、うちの建設課長と一緒に1時間ばかり対話をさせていただきました。今田中議員さんがおっしゃるように、またこの議会でも間もなく協議会の中でお話もしたいと思うのですが、ハード的に今議員

さんがおっしゃるようなことの中で徹底的にちょっとやってみないと、そういう民間のもう協力しましょうや、私たちもやろうではないかというふうなお話もいただいているのです。そういうことでまたひとつ具体的にお話をして、また皆さんのご意見も伺いながらやっていきたいと、この後もまたご質問ございますので、またお答えしていきたいと思います。

○議長（高橋速円君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時33分）

○議長（高橋速円君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

田 辺 雅 巳 君

○議長（高橋速円君） 次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） まず初めに、認定こども園制度について最初にお聞きしたいと思います。

就学前保育等促進法が成立しました。認定こども園制度が10月1日から施行されました。これは儲けの対象として民間に任せるものでありますが、私は反対するつもりではいますが、それで認定こども園について、特に調理室、運動場、職員の配置基準について町の考え方、対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長、いいですか。

○町長（小林則幸君） 第1点の認定こども園制度でございますが、これはご承知のように就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と、これに基づく制度でございます。法律によりますと、認定基準等につきましては都道府県が定めるということになっておりますが、新潟県におきましても12月の、今始まっているわけですが、県議会で認定基準に関する条例等の提案が予定をされています。市町村の説明につきましても12月27日ごろ予定されているということでございますので、ご質問の件につきましては今後の国あるいは県のどのような対応されるのか、あるいはまたそういう説明を十分お聞きをし、踏まえながら、また皆さんと相諮りながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋速円君） 一括ですからね。

○4番（田辺雅巳君） はい、そうです。そうでした。

それで、2回目の質問になるかと思うのですが、いろいろちょっとお聞きしたいと思います。認定こども園、出雲崎保育園と小木之城保育園、これは社会法人になっていると思いますが、認定こども園になるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。それが一つであります。

それで、2番目に国保資格証についてお聞きしたいと思います。格差社会と貧困が広がっていますが、町の調べによりますと資格証は、6月1日時点の話ですが、16年、17年、18年、これについ

ではおられませんでした。取得している方はおられませんでした。短期証の発行については、18年の8月時点では9人いたそうであります。病気の人、失業した場合も手続とれば国保証を交付してもらえるのかどうか、また資格証、短期証を交付しても病気、失業した場合でも国保証を交付してもらえるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それで、三つ目に生活保護の申請権についてであります。生活保護の申請についても申請を受理しない、受理しても却下するなどのため孤独死や自殺が相次いでおります。最後のセーフネットであるべき生活保護が人の命を奪うことになりかねないわけであります。町、福祉事務所の窓口申請書を置くことにしてはいかがでしょうか。

4番目に、介護保険法によって要介護1以下の高齢者から車いす、介護ベッドの取り上げが進められていますが、利用不可もしくは自ら費用を払うとなった人は何人おられますか。町、独自の購入、レンタルに対する助成措置の創設をしてほしいのですが、いかがでしょうか。

5番目に、要介護認定者の障害者控除の証明書発行についてであります。かつて障害者控除は障害者手帳を有する方だけが適用対象となっております。障害者手帳がなくても町長が障害者に準ずると認定すれば障害者控除が適用になります。要介護認定者に障害者控除の証明書を発行してはいかがでしょうか。

以上の点について答弁お願いしたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 第1点目の再質問でございますが、認定こども園というところは、多様化する幼児教育あるいは保育ニーズに対しまして既存の幼稚園あるいは保育所の機能をさらに充実をすると、その連携強化を図るとということが一つの目的になっておりますので、県もこれに基づきまして条例などを制定するわけでございますので、その辺の中で対応するというところでございますので、まず今の出雲崎保育園あるいは小木之城保育園ともに申請をすることによって認定こども園の資格というか、制度に乗れるということだね。

〔「乗れる可能性はある」の声あり〕

○町長（小林則幸君） 可能性は十分あるということです。それぞれさっき申し上げましたような条例等が制定をされて勉強しながら対応してまいり、また園と協議をして今まで以上に目的が達成されるように努力してまいりたいというふうに思っております。

次に、ご質問の2点目の国保証の交付についてでございますが、最初に短期証は出雲崎町国民健康保険短期被保険者証交付要綱第2条第1号から第3号に基づいて交付をします。第1号は納付相談に応じない者、第2号は納付相談の結果、十分な負担能力があると認めた者、第3号は納付相談において取り決めた保険税の納付方法を履行しない者とありますが、一定以上滞納世帯にすべて交付しているわけではなく、誠意を持って徴収に応じていただけない世帯に限って発行しているという状況です。一般証の有効期限は1年でございますが、短期証は6カ月と短いわけでございますの

で、保険証の更新時に納付相談等を行い、負担の公平と保険税の収入確保を図るということに努めてまいりたいと思います。

次に、国保証というのは国民健康保険被保険者証ということですので、ご承知のとおり国民健康保険は被保険者の疾病、負傷、出産また死亡に関して必要な保険給付を行う医療保険でございます。国民健康保険は、被用者保険に加入していない一般人を対象にした保険制度で、地域保険というわけでございます。これに対しまして被用者保険は職域保険といって、すべての国民はいずれかに加入します。ご質問のとおり病気になったら現に加入保険証を使って医療機関を受診していただき、社会を退職されたら国民健康保険に加入していただくと。保険証の交付手続は町民課の窓口になります。特に今までトラブルもなく周知は図られているというふうにご理解いただいて結構でございます。

次に、ご質問の3点目の生活保護の申請権についてであります。生活保護は日本国憲法第25条に規定する理念に基づきまして、国が生活に困窮するすべての国民に対し必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とし、この法律の定める要件を満たす限り保護を無差別平等に受けることができると、つまり生活保護制度は保護を国民の権利として認めて、その内容として健康で文化的で最低な生活を保障するということになっております。また、生活保護法第7条におきましても、保護は要保護者その扶養義務者または同居の親族の申請に基づいて開始するものと定め、要保護者が急迫した状況にあるときには申請に基づいて保護を開始する申請保護の原則を生活保護実施上の原則としています。つまり憲法及び生活保護法で保障されている国民の権利を保障するために生活保護の開始を申請する権利は極めて重要な位置づけだというふうにされておりますので、国民が生活保護を申請する権利を妨げることは住民はもちろんです。万が一あってはならないというふうと考えておると。ただし、生活保護開始に当たりましては要保護者の収入及び資産等保護基準の比較の調査、確認がもちろん必要になってまいりますので、申請即開始というわけにはまいらない、若干の時間がかかろうかと思っております。調査の場合は、保護の決定権は県にあるため、当町では生活保護の相談があった場合、困窮の実際の内容を聞き取りをいたしまして、そしてその内容を長岡地域福祉事務所につないでおりますし、長岡地域福祉事務所ではその申請者、相談者宅を訪問して制度の詳細を説明するとともに、再度生活状況などを聞き取りを行い、申請者の確認を行った上でそこで申請をしていただいております。今後も従前と同様の方法で対応してまいりたいと考えておりますが、なお当町におきましてはご指摘のような申請の不受理とか却下という事例は今までにないということだけは申し添えさせていただきます。

次に、ご質問4点目の介護用具の取り上げについてであります。制度開始に伴いまして、平成18年4月1日より要支援1、2及び要介護1の軽度認定者につきましては、身体状況等を考えますと車いすや特殊寝台、いわゆる電動ベッド等の福祉用具についても利用は想定しにくいことから

保険給付の対象外となったというものでございますが、本年9月30日をもちましてその経過措置も終了し、現在新制度での給付が行われておるといところでございます。10月1日から当町におきましても福祉用具の保険給付が行われなくなった方は車いすで1人、特殊寝台で11人、床ずれ防止用具で1人の方がおられます。これらの方については、このたびの制度改正の趣旨をご理解をいただいた中で身体状況により個々に対処していただいております。経過措置の終了によりまして車いすの方については自費で購入されておりますし、床ずれ防止用具の方は自身でレンタルをされておると。ベッドについては、3人の方が自費で購入をされておると。8人の方は自費でレンタルをされ利用を継続されておると。ご質問の町独自の購入、レンタルに対する助成措置の創設につきましては、率直に申し上げまして身体程度のいろんなものを観察、考察をしながら決定するわけでございますが、そう言うことは失礼ですが、福祉用具に頼り過ぎまして逆にまだ残っている大事な機能を衰えさせるということもいかなものかなというようなことでございますので、現段階では町独自のことは考えておらないと、介護保険制度の改正の大きな柱でありました介護予防を重視した施策の展開によりまして、できるだけ自立した生活を目指すという趣旨に基づきまして、要介護の軽度の方については介護予防事業をより充実させまして福祉用具を必要としない状態に近づけることに重点を置きたいというふうに考えておるところでございます。以上の点から助成措置の創設についてはご理解をいただいたと思っておりますし、なお参考まで、町社会福祉協議会では車いす及びベッドを低料金で貸し出しを行っております。来年につきましては、ベッドの追加購入も予定しており、さらなる事業の充実の検討も行っており、必要に応じこちらの制度も利用していただければなというふうに考えているわけでございます。

次に、ご質問5点目の要介護認定者に障害者控除の証明発行についてであります。要介護認定者に一律に障害者控除対象者認定書を交付することは介護認定と障害認定の判断基準が異なっているということ、また所得税法上と介護保険法による要介護制度の因果関係が整理されていないことから望ましくないという国の見解があり、通知も出されています。障害者控除対象者の認定に当たりましては、市町村長が個々の事例に則して障害者に準ずるということを認定する必要があるということですので、現在当町におきましては認定証の必要な方に対して所得税の申告の際に申請の相談、指導等を行いまして、申請書の提出をいただいた上で交付希望者の状態を個々に調査、確認を行って認定書を交付し、対応しておるといところでございますので、何分のご理解をいただきたいと思っております。なお、今後とも申請に基づき個々に調査、確認を行い認定書を交付していただく予定になっております。

以上です。

○議長（高橋速円君） 4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 最後になりますが、可能性はあると言われたのですが、特に問題なのは必置ではない調理室ということになって、必ず置かなくてもいいということになっております。運動場

もそうっております。それで、あいまいな職員の配置基準になっております。職員の資格、保育の質の低下、労働超過するために預けていても大丈夫なのかという保護者の方が出てくる可能性があります。それと、もう一つは保育に欠ける子が保障されていない、これは直接契約するわけですから、保育料が自由設定される、この子は保育に欠ける子だから、どうしてもお断りしますと、またお金がないのですから、当然お断りする、そういうことになったりする可能性があります。そういうことで認定こども園についてはいかなものだろうかというふうに思っております。

それと、これは要望なのですが、もし可能性出てきた場合のことなのですが、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。町が民営化された場合、認定こども園として認定された場合、町が調理室や運動場、これ必置するようにひとつお願いしたいということと、保育に欠ける子の保育料について、町が定める基準に合わせて町の責任で入所を決定していただきたいということになります。

それと、2番目の方なのですが、国保資格証の関係なのですが、トラブルもなくしてしていると、なっていると、順調に進んでいるということなのですが、県の方では病気の人、失業した人、国保証を発行するというふうにお話しされているのです。そういう点についてまだ町長は今現在のままでいくのかどうか、そこもちょっと聞かせていただきたいと思います。

3番目の生活保護の申請の方なのですが、申請書を窓口置くようにというふうに言いましたが、まだだと、聞き取りとかそういうふうなことで対応していくという話なのですが、新潟社会福祉事務所、これは申請書を窓口に置いているそうです。そういうことで、ぜひとも社会福祉事務所に申請書を置くようお願いしたいと思います。

それと、さっき町長が言いました聞き取りの関係なのですが、当然親兄弟がいた場合お願いすると、借金があるから、なかなか難しいというふうな話しされました。あくまでも申請書を受け取ってからの話になっているわけです。事前に聞くのではなく申請書を預けて渡して、書いてもらってその後申請が上がってきたときに審査するという方法になっております。そういう点についてお聞きしたいというふうに思っております。

それと、介護用具の取り上げの件ですが、機能を町長は答弁されましたが、その人の機能を損なうというふうなお話で、最低料金で貸し出すという話をされましたが、厚生労働省の告示や解釈通知で何か今審査しているような気がしてどうもならないのですが、起き上がるにも痛くてたまらない高齢者の方なのです。それを何とかして動かして運動機能を図っていると。やっぱり痛くてたまらないのです。起き上がるにも大変なのです。寝るときもやっぱり大変なのです。そういう点について町独自でやっぱり厚い介護の手当てをさせてはいかがということで、購入もしくはレンタルの助成創設をしてほしいということなのです。

それと、要介護障害者の件なのですが、必要な方指導、調査、確認するということなのですが、これは障害者手帳は障害者に準ずる人を認定するというのは長岡市でやっておられます。これは

1970年、旧厚生省社会局長の通知で障害者手帳を保有していなくても所得税法施行令第10条の65歳以上の高齢者で精神障害や身体、知的障害に準ずる者は、市町村長あるいは社会福祉事務所が認定すれば所得税の障害者控除を受けることができましたと、それで70年代に拡大された障害者控除の範囲が今全国的に大きな問題になってきているのです。介護保険制度が新しく導入され、医師を初めとした専門スタッフが介護認定した高齢者あるいは扶養している者が障害者控除になることができると、これは01年ですか、2001年ですね、11月に国税庁も認めたと、このことは国会でも問題になり、厚生労働省も各都道府県の通知を出して各市町村に周知徹底の通知を出しているわけであり、それをあえてまだうちの審査、要望聞いてからということにするのかどうかお聞きして私の発言を終わりたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長、よろしいですか。

町長。

○町長（小林則幸君） 私のお答えすることと担当ちょっとまた専門的なこともございますので、答弁させたいと思っておりますが、基本的な私の考え方を申し上げておきますと、最初の認定こども園につきましては、先ほども申し上げておりますように県の条例制定もございまして、いろいろ説明を聞いて対処してまいりたいと思っておりますが、少なくともうちは今幼稚園というものを設置してございませんので、そういうものとの兼ね合いはどのようなのかということも今後の問題だと思っておりますし、少なくとも私はやっぱりこの制度改正が改悪にならないように町として対応していきたいというふうに思っています。ただし、この条例等いろいろ出てまいりますので、それぞれもしっかり見きわめ判断をして、例えば所得が少なく子供さんを入院させられないというようなことがもし仮に生じてくるようなことになればまたそれなりに先ほどの少子化の問題でございます。いろいろな意味で町としては十分そういう点を考慮しながら、条例との整合性を図りながらそういう方々の便宜を図っていくべきだと私は個人的に考え、そのようにやっていきたいと、あるいは要望されています運動場とかキッチン等の関係、今の施設はもう既にそれあるわけですから、もう私はこれは問題ないというふうに思っています。

国保証の問題につきましては、資格認定書なのではないかと今担当課長言っていますので、その辺ちょっと担当課長に説明をさせますので、またお聞きしていただいて、もしなんでしたら質問いただきたい。

生活保護の問題ですが、これは申請に基づかないで町がそういう困窮者を見定めながらそういう申請を促したり、申請したらいいのではないかとということですが、私はやっぱりこれは違うと思うのです。今武士は食わねど高楊枝という言葉ございますが、生活保護を受ける基準にあっても、いや、私は絶対生活保護受けないでもう自分で頑張りたいという方もあるものですから、そういうそういう方々に対して町があなたは保護を受けたらどうですかということは言える立場ではございません。これはそのようにご理解いただきたい。

それに、いわゆる介護の要支援1、2、要介護1から5までであるのですが、その認定は今田辺議員さんがおっしゃるように恣意に、故意に状況を曲げて判断をしないと私は思います。これはもうケアマネジャーなりそういう認定審査会がございまして、公平に認定を進めるわけですから、これは町が一々どうするでなくて、そういう要請があればケアマネジャーが訪問をしてその辺の状況をしっかりと見きわめた中で、できるだけ許容範囲を広げながら私は対応しているのではないかと思います。そういう意味で、痛くてどうにもならぬのに、あなたは要介護1だけれども、支援だと要支援の2だというような故意に曲げた、恣意にそういうことをするということは私はまずないと思います。公平にやっていると思います。そういうことはやっぱり私たちもケアマネジャーはマネジャーの資格あるわけですし、公平さを期して透明度も持ちながらやっているというふうに確認を、確認というか、そのように私はやっていると思いますし、やっていますので、そういう故意に曲げてランクを下げるということは私はまずないし、あってはならないと思っています。

○議長（高橋速円君） では、町民課長。

○町民課長（徳永孝一君） 今ほどの国保証の件についてお答えをいたします。

一般質問の通告書のところでは国保証となっておりますので、国民健康保険、一般の保険証のことだと思ひまして、そういう形であったのですけれども、今資格証ということの話ですけれども、資格証につきましては、平成12年度における介護保険制度の導入を機に滞納者に対する実効的な措置として1年間滞納している方には資格証を出しなさいというある程度義務的な形で、先日NHKのテレビ等でも放映されておったのですけれども、そういう形になっておりますけれども、今現在私どもの町では資格証は発行しておりません。できるだけ短期証でということで、短期証も有効期限が6カ月ですので、6カ月たった先ほど町長の話の中にもありましたのですけれども、窓口に来てもらって納税相談をしていただいて徴収をするということですし、資格証につきましても交付要綱を定めております。できるだけ税の公平性を図るためにも私どもも徴収の方にはその分一生懸命努力をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○4番（田辺雅巳君） 議長。

○議長（高橋速円君） もう時間です。

○4番（田辺雅巳君） 要介護認定者の証明書発行の件。

○議長（高橋速円君） 5番目ですか。

○4番（田辺雅巳君） はい。

○議長（高橋速円君） では、わかりました。

では、保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） 先ほど町長の方から答弁があったわけでございますけれども、障害者認定につきましては、それこそ障害者控除、特別障害者控除と、中身的にはこういったものがございまして、そういった中で障害者控除になりますと精神障害者の軽度から中度に準ずる者、それが

ら身体障害者につきましては3級から6級に準ずる者と、それから特別障害者控除につきましては精神障害者の重度に準ずる者と、それから身体障害者の方につきましては1級、2級に準ずる者、またさらに寝たきり老人の方というふうな枠があるわけでございます。こういったものについてはやはり従前どおりお聞き取りをしませんとその内容が判断できないわけでございますので、そういった点につきましては介護認定をする場合の資料、あるいは場合によっては医師の診断書でお聞きをする、あるいはうちの保健師等のまた調査とか、そういった中でこういった障害者控除になるのか、あるいは特別障害者控除になるのか、その辺の見きわめをまたやっていかなければその内容が把握できないわけでございますので、そのようにまたご理解をいただきたいと思ひますし、あわせまして近隣の町村の状況もお話を申し上げますと、刈羽村さん、あるいは川口町さん、あるいはちょっと遠くでございますけれども、阿賀町さん、あるいは弥彦村さん等におきましても当町と同様な形の中でこの障害者控除の証明書発行について対応しておられるということでございますので、何分のご理解をお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

山 崎 信 義 君

○議長（高橋速円君） 次に、8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） 新しい形での質問形式でありましたけれども、大分お疲れでしょうけれども、ひとつよろしく願ひします。私の方は先ほど南波議員、田中議員の質問とダブるところもございしますが、できるだけダブらないように話を進めたいと思ひます。

今後のまちづくりについて町長に質問させていただきます。いわゆる豪雨災害あるいは地震等々の災害復旧もほぼ終わりました、新しい形に向かって行政施策を検討し、今実行中でありまして、当面合併しないで行財政のスリム化を図られて今非常にすばらしい内容で進んでおることは先般の9月議会で決算証明されておりますが、そういうものを含めて健全な財政運営ができておるとして認定をしたところでございます。国、県あるいは近郷市町村は合併問題が一段落しましてさまざま、先ほどの話ではございませんが、合併による問題点が出てきております。私も何件かお聞きしておりますけれども、非常に厳しい状態が続いておるようでございます。そこで、その辺を考えた上で当町としての今後の町づくりはどうするのか、前にもいろいろ質問されておりますけれども、前向きな一歩を進むべき町長としての所見をお伺ひしたいと思ひます。

まず、第1点、行財政スリム化後の町づくりの基本理念、構想、先ほどちらっと述べられておりますが、再度願ひします。

それから、2番目、海岸地区の環境整備事業が進んでおりますが、この全国でもまれな妻入りの街並の保存を含めた維持対策の具体化についての方策、方法はどのように考えておられますか。

それと、3番目、大きな問題でございますけれども、各地域、町内の地域のこと指すわけですが、

この一体化をもとにしたゾーン設定をして効率的な町づくりを考えていくべきだと思いますが、その辺の構想等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 第1点目でございますが、当面単独を選択をしたわけでございます。それだけに議会の皆さんからも大変ご指導、ご協力いただきまして、いわゆる行財政スリム化プログラム、17年から21年の5年間の計画を策定いたしましたわけでございますが、それにつきましては皆さんからもご指導いただきまして、しっかりした計画より以上のスリム化と、先ほど来から申し上げております財政問題もしっかりとやらせていただいていると、非常にこれは成果があったというふうに考えているわけでございます。

先ほど来から申し上げますように、町もこの12月定例会で大体大きな事業も終わるわけでございますし、総括して年度末を觀察をいたしますに、今後18年度におきまして当初1億4,000万円財調を取り崩す予定でございますが、取り崩さずそれをもとに戻したということでございますし、さらに先ほど来から申し上げておりますように、この18年の末になりますと今交付税等も留保も大分ございます。さらに、いろいろな面を勘案いたしますと18年度末で取り崩さずしてさらに1億5,000万円、12億円強の積み立てがまずできるだろうと、近年にないそういう状況も生まれてくるのではないかと、大体そういう線に進むと思います。そういうことでございますので、先ほどから申し上げますように、まず私はやっぱり財政を語らずして物は語れないともう常に申し上げております。そういうものがあって余裕があって、そして思い切った事業は思い切った事業で進められるということでございますので、財政を確保しなければならぬのです。基盤が。そういう点については、申し上げますように非常に今の町の財政状況はすばらしい結果を生んでいるというふうに私は思っております。実質公債費比率も先般申し上げますように12.8、県下でいい方から6番目に位置しているというふうなこともございますし、この後きのあたりの新聞見ておりますと今度は土地開発公社あるいは三セクのそういう借金も実質公債費比率に組み入れると、これは2008年からと新聞は報じておりますが、これが出ますと実質公債費比率は相当高くなる場所は私はあると思います。あるいは、一時借入れの借入金についても明細に出すと、調査するとなっておりますが、その点私の町は公社関係、三セク関係、一時借入れ全く一円たりもないわけですから、これは盤石です。どんな調査をされようとうちの町はそういう点だけはしっかりとしているということでございますので、まずご心配いただかなくともいいのではないかと。そういうものを基盤にしながらこれから町づくりを進めるわけでございますが、てまり団地、また第2の川西団地、あるいは白鶴丸のマル、あれはもうどこ行っても評価されています。あれはもし町が単独でああいうコマーシャルを出せば12、3億円はかかるだろうと言われておりますから、これを1年間どこ行ってもそれ評判になっているのですが、そういう意味で出雲崎町もおかげさまで小さくともきらりと光る町づくりをするということのいろいろな成果は上がりつつあるのではないかと思っています。

さらに、やっぱり私は今厳しい状況でございますところの農業関係とか産業振興、商工会も含めてでございますが、あるいは観光関係ももう徹底的に力を入れてまいっていきたい、それ以上に先ほど来から話題に出ている福祉とか教育、これはどこの町にも地域にも負けないという自信を持ったものを進めてまいりたい。私も新しい年度の予算編成に当たりまして各課長さんをお願いしているのですが、今こういう状況だから、本当にこの中で単独でいく町、出雲崎町らしいものを、そして住民の皆さんから評価いただけるものを格好つけなくて地道にしっかりとそういうものはプラスになるようにやっぺいこうと、やっぺいきたいということをお願いもしてございますので、新しい年度におきましてもこれらを根底にしながらひとつ進めてまいりたい。当然新型交付税の導入も考えられるわけでございますし、まだ楽観は許さないと、常に緊張感を持って弾力的に柔軟にいろいろな問題に対処してまいりたいというふうに思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思っています。

妻入りの街並保存に関する施策でございますが、先ほどちょっと田中議員さんが関連でご質問いただきまして、若干お答えをしておりますが、お答えをしたとおりまた議会の皆さんと相談してもう徹底的にちょっとハード面でやろうという今考え方であります。れんたんではなくてある一定区間を定めて、そういう一つの改修等については単なる10万円、20万円ではなくて大きく町の予算のつける、国からもお金をいただいてそののをプラスをそういう意欲的にお取り組みいただいている皆さん方に交付するそういう条例なりも定めていききたいというふうに思っております。これはまた皆さんとよく相談をさせていただいて、妻入り街並景観保存の皆さんもおられますし、私はやっぱりこういう点はちょっと力を入れてやっぺいきたい、あるいはまたそういう前向きな取り組みをしている企業も、もうそうなったら私たちの方でお金出してやりたいというぐらいの意欲的な話もいただいて非常に喜んでおるところで、やっぱりこれから私たちの考え方だけではなくて行政というか、民のそういうすばらしいいろんな事業を展開している方々のお力もかりなければならぬかなというふうには思っていますので、その辺は具体的にまたひとつ皆さんとご相談をさせてもらいたいというふうに思っているわけでございます。

次に、ゾーニングの問題ですが、実はこれにつきましてはもう既に土地利用基本構想というものを町はつくっております。これは非常に私は今までの事業を進めるに効果あったと、海浜レクリエーションゾーンと良寛さんと妻入りの街並ゾーン、あるいは文化、スポーツ交流ゾーン、国道116号沿線ゾーン、小木之城山系ゾーンと、この五つのゾーニングを定めているいろいろな事業を展開してまいりました。海浜レクリエーションゾーンは、先ほど来から話題になっておりますところの天領の里とか、あるいは石油公園とか、あるいは夕凧の橋とか海水浴場、そういうものを重点的に整備をして海浜レクリエーションゾーンとしてのふさわしい事業を進めてまいりましたし、良寛と妻入りの街並ゾーンにつきましては良寛堂なり良寛記念館、あるいは虎岸の丘、町を展望しながらいろいろな意味で出雲崎町の歴史等々も十分景勝していただくというようなことも考え、進めてまいって

そのとおりやっているわけでございます。文化、スポーツ交流ゾーンは、352国道沿いの中央公民館、体育館あるいは野球場、あるいはゲートボール場、あるいはプール、これを文化、スポーツレクリエーションゾーンということでゾーニングをしながらきちっと事業も進めて今成果も上がっているわけでございます。あるいはまた、国道116号沿線ゾーンは駅前を中心とした商業、工業、住宅団地、さらにまた農業等々の産業振興等を中心に開発なり一つの仕事を進めると、小木之城山系ゾーンはご承知のように小木之城の歴史的な、あるいはまた自然に親しみながら出雲崎町を眼下に眺めながらかつて来し方の出雲崎町を思い起こしながら一つのまた心のゆとりを持つゾーニングというようなことでいろいろ整理もさせていただいております。私はこの五つのゾーニング、これは平成5年でしょうか、平成5年だと思っておりますが、基本構想立てたわけですが、これはそのとおり進めてまいっておりますので、私はやっぱりこのゾーニングはこれでいいなと思っております。ただし、時代も変わっておりますから、進んでいますから、またそれに対しては見直しをすべきものは見直しを進めながら、今まではこの五つのゾーニングの中でそれなりの成果を上げた町全体の高揚、振興を図ってきたということもございまして、基本的にはこのゾーニング、その後におけるものはまたその後のものとして皆さんと検討も申し上げたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） 私の方は一番聞きたいのは妻入りの街並の関係なのですけれども、その前に今第1番目の行財政後の理念、構想お話しをいただきましたが、それも含めてお話ししますが、今町は第4次の総合計画に基づいて進められておりますが、前期計画昨年終わったわけですが、その数字ちょっと見させていただきましたが、いつも5本の柱で事業展開されておりますが、健やかで支え合う福祉の町づくりの関係では達成率が80.4%、それから2番目の美しく暮らしやすい快適な町づくり、これは達成率が62.7%、それから活力あふれる産業の町づくり、これは65.2%、それから感性豊かな教育の町づくり、これは高く89%、それから住民と一体となって進める町づくり、これが84.1%で、全体を通しますと達成率が65.8%ということになったわけでありましてけれども、ご承知のように災害ありましたので、その辺の問題ありますけれども、大体よくできていたなというふうに私も考えております。基本理念の方でやっぱりこういう形のものを生かしながら私も参画させていただきましたけれども、後期計画、交付税関係がはっきりしませんが、しっかりとした計画で進めなければならぬというふうに思います。

それから、2番目の街並の例の環境の整備事業、今着々と進んでいるわけでありましてけれども、下排水の整備、それからストリートファニチャー、あるいは住宅の修景施設整備ということであってあったのですが、修景に関しては途中で方策が変わったわけでありましてけれども、今計画の中では毎年20棟ずつやるという計画に乗ってあったわけです。基本計画、総合計画です。手元になればわからぬでしょうけれども。この18年20棟、19年20棟、20年20棟と3カ年分が乗っておりますけれども、これは計画ですからあれですが、それ私どもが毎回それを考えておったわけですが、そ

ういうところにやっぱり、先ほどまだハード面でこれからやるという話でしたけれども、きちっとやっぱり手当てをしないともう手おくれになるということで、今までも何人かの議員がそれ質問されておりますけれども、しっかり前に進んでいただきたいというのが基本的な考え方です。先ほどある民間からという話がありましたけれども、私もある校長先生からぜひ私の退職金はたいてもいいから、やりたいという意見いただいております。ついてはあなたしっかり頼むということ言われたのですけれども、そういう人もおられるので、有効に使ってやればきっとおもしろい展開ができるなというふうに考えております。それもそうですし、旧出雲崎小の跡地の関係もいい方向に進みましたので、そういうもろもろを踏まえて、総合計画自体去年から進めておりましたので、ちょっと変わっていますが、やっぱり見直しを図りながらきちんとした対応をしていかないと先行きが危ないと思いますので、住民の皆さんが心配しなくて済むような方法でひとつご検討いただければというふうに思います。

それから、ゾーン設定の方ですが、基本的には町長の頭の中へ全部入っておられますけれども、3か町村合併のときにも新町づくり構想の中で出雲崎町は示されておりました。それはそれでいいのでしょう。そこもきちんとした土地整備計画にのって、そして年度別に、一遍にできっこないわけですから、年度別にきちんとした、いわゆる財政も大事でしょうから、財政もつけながらやっていかなければならぬかなというふうに私は思いますけれども、絵にかいたもちにならないように頭の中のをすばっと、きらりと光るようにやっていただければというふうに考えております。これも後でまた紹介しますが、議会だよりの関係で50回の記念号を出しましたが、そのとき町民の皆さん方から、これは各担当委員が回ったわけですが、ご意見ちょうだいした中でもやっぱり非常に心配しておると、町長は常に住んでよかった町、それから住みたい町目指すのだということでおっしゃっておられますが、町民の不安はぬぐい切れなと思います。だから、そこをきっちり、先ほども南波議員さんのときもおっしゃられましたが、リーダーシップとしてベテランらしく進めていただきたいという私の願いであります。その辺がちょっとざっと流したわけですが、町長のご所見をさらにまたお願いしたいと思っております。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 4次総を踏まえてその成果の評価というものを挙げていただいたわけですが、総合計画は10年の構想を練りながら、その中における5年ごと、毎年ローリングを進め、さらにまた実施計画というものを立てながら進めているわけですが、総合計画、総合的にどうあるべきか、そのものを裏づけをしながら年次別に見直しをする、あるいはまた実施計画を立てるということを進めているのですが、総合点は65点でしたが、65点だと及第点にならぬかなと思っておりますが、それなりに皆さんのお力で進めてきたかなというふうに思っておるわけですので、さらに今こういう厳しい状況の中でございますが、先ほどおっしゃったように町民もこれで満足なんか絶対してないと思っております。やっぱり心配しております。どうなるのだろうと、おれの生

活はどうなるのだ、町はどうなるのだと、これに対する説明責任をしっかりと果たしていかなければならぬ、やっぱりリーダーシップをとるところは皆さんと相談って、住民の皆さんにしっかりと自分たちの考えを示しながらひとつそれなりのまたご協力いただくという時期も来ようかと、常にそうあるべきだと思います。そういうことも踏まえて今後進めてまいりたいというふうには思っています。

また、街並の整備も皆様方も小野宿でしたか、ご視察いただいて……

〔「大内」の声あり〕

○町長（小林則幸君） 大内。失礼しました。大内宿でしたね。非常に私も資料ちょっと見させてもらって、こういうところに300万円も、こういうことが大事なのだなというふうに私は痛切に感じて、やっぱりあるゾーニングをしてきちっとハード面はハード面で今おっしゃったように進めていかなければならぬかなということを考えを新たにされたわけでございます。そういうことで皆さんからのご指導、触発をいただきながら、私もひとつこれからの町づくりというものについてもそれなりの全力を挙げて皆さんと相談って進めてまいりたいというふうに思っているわけでありまして、いずれにいたしましても、やっぱり議会の皆さんとしっかりと、私もこういうタイプですので、おしかりを受ける、あるいは言い方も悪くしておしかりも受けることございますが、やっぱりこれも町を思えばこそひたむきに情熱的に話もし、またお考えもお聞きする、また失言もすることもあろうかと思いますが、そういう点をしっかりとお互いに相形成し、また協調しながら今後の町づくりを進めてまいりたいというふうに思っていますので、一層のまたご指導をいただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） 一応最後の質問になりますが、今町長もおっしゃられたように各全国の市町村いろんなアイデアを出しながら行政進めておられます。問題はやっぱり財源の問題なのです。私ら今回は夕張市もちょっと拝見しましたし、あるいは栗山町行って議会の活性化のために私も勉強もさせていただきました。いろいろ変えるのは変えていくということで基本的な合意を得ていますが、きのうも早速二つの条例関係会議規則等変えましたけれども、そういう意味で北海道の標津町の場合ですが、これは非常に思い切ったことやったのですけれども、標津町は土地を無償提供して、しかも28区画でしたか、120坪から140坪の土地を無償提供ということなのです。それから、建物は3年以内に建てるのだと、5年間は転売しないという形で進めてこられました。26世帯ですか、おとついただったか、テレビでやっておりましたが、26世帯の申し込みがあって、町内からは5世帯だということでありました。残りは13ぐらいあるそうなのですが、これもことしから来年にかけてまたやっていきたいということで、非常に思い切った施策だと思いますけれども、ここまでちょっと極端ですが、私の方今てまり団地一応順調に来たと思いますけれども、そういういろんなものをもらも取り入れながら私らも視察もしますし、職員の皆さんもいろいろ勉強もされておりますので、

それ行ってきたらそれ生かさなければ何も意味がないということで、先ほど大内宿の話もありますが、ああいうところ見ながら、駐車場でっかいの持っていますけれども、それを資金にして修景の改修をしているということでもあります。私らもだから妻入りの街並の関係も先ほど町長条例化という話もされております。今までの議会でも条例化はいかがなものかという話があったのですが、やっぱり前向きに進むためにはそういうのも必要になってくるのではないかなというふうに思います。その辺しっかりと踏まえてやっていただければというふうに考えております。あくまでもやっぱり財政が大事ですし、今回の北海道の視察でもやっぱり議員もそうですが、財政をしっかり勉強しろというふうに言われております。そこを見た中できちんとしていかわゆる第4次の総合計画を進めていかないと大変かなというふうに考えております。町長のリーダーシップを期待しておるわけですが、時々やっぱりストップして見直していくということをお願いして私の質問終わります。町長何かありましたらお願いします。

○議長（高橋速円君） 町長。

○町長（小林則幸君） 皆さんお読みになったかわかりませんが、かつて新潟日報の35市町村の短い色紙みたいのが出たのですが、私はそこには細心にして大胆、もう飽くなき前進を図るというふうに書いています。ただ前進ではないのです。今議員さんのおっしゃるように時にはやっぱり細心のあらゆる目配り気配り、立ちどまって考えることは考えて、そしてやるべきときはもう全力を挙げて前向きに殊にどんなことがあるうともやるのだということによってやることによって住民の皆さんのご理解もいただけるというふうに思っております。おっしゃるとおりだと思いますので、私のリーダーシップなんていうのはあなた方のお力の中でお寄せいただいて、これが強力なリーダーシップになるわけでございますので、今までのいい関係の中でおしかりをいただいたり、やっているのですが、これから今までより以上に声を大にしてひとつ議論をしながら町のために頑張るということが大事ではないかと思っておりますので、十分その辺も留意をしながら今後またご指導いただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋速円君） 以上で一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（高橋速円君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会します。

（午前11時36分）

第 3 号

(12 月 15 日)

平成18年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成18年12月15日(金曜日)午前9時30分開議

- 第 1 議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第83号 北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例制定について
- 第 3 議案第89号 字の変更について
- 第 4 陳情第 5号 「教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 第 5 議案第84号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第85号 出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第86号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第87号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第88号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第10 請願第 3号 難病医療費適用範囲見直しについての請願書について
- 第11 陳情第 4号 トンネルじん肺根絶の抜本的対策を求める陳情書について
- 第12 議案第90号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について
- 第13 議案第91号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第92号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第15 議案第93号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第16 議案第95号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について
- 第17 発議第 9号 特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書について
- 第18 発議第10号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について
- 第19 発議第11号 町村の財政基盤の充実・強化を求める意見書について
- 第20 常任委員会の閉会中所管事務調査の件
- 第21 議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	田中政孝君
3番	中川正弘君	4番	田辺雅巳君
5番	田中元君	6番	中野勝正君
7番	南波榮一君	8番	山崎信義君
9番	日山正雄君	10番	高橋速円君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
助役	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	佐藤信男君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	関川政敏君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

開議の宣告

○議長（高橋速円君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

議事日程の報告

○議長（高橋速円君） 議会運営委員長から、本日午前8時45分から議会運営委員会を開催し、本日の議事日程に関し、お手元に配りましたとおり決定した旨報告がありました。ご協力願います。

議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例制定について

議案第83号 北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例制定について

議案第89号 字の変更について

陳情第5号 「教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書」の採択
を求める陳情書について

○議長（高橋速円君） 日程第1、議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第83号 北国街道妻入り会館設置及び管理に関する条例制定について、日程第3、議案第89号 字の変更について、日程第4、陳情第5号 「教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情書について、以上議案3件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案3件、陳情1件は総務文教常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田中元議員。

○総務文教常任委員長（田中 元君） それでは、総務文教常任委員長報告を申し上げます。

去る12月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案3件、陳情1件の審査のため、12月13日午前9時半から議員控室に委員全員が出席し、助役、教育長、総務課長、町民課長、教育課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。審査の結果については別紙のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第82号については、職員給与は昇給数を1号給抑制するため引き下げとなることに対する質疑があり、反対、賛成の討論の後、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第83号については、条例第9条の中で管理に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとの文言に質疑があり、慎重審議いたしました。反対、賛成の討論の後採決に入り、起立多数で原案の

とおりの可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情第5号に関しましては、既に国会の衆議院において可決、参議院に付託されている経緯があり、審査の結果、全員異議なく不採択と決定いたしました。

以上で総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。討論ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 一つだけ討論にしたいと思います。

常任委員会の方から、常任委員長から報告ありましたが、補足について私ちょっと述べたいと思います。私は、議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について反対理由を申し上げたいと思います。理由は、全国的に見てリストラによる失業と、働く人々は賃金が抑制され、中小企業は銀行による貸しはがしなど苦しい生活を送っていますが、一方、政府による大手企業、銀行、大金持ちに減税するなど史上空前の利益を与えています。いわゆる格差社会、勝ち組、負け組の言葉さえ出るぐらいであります。このままいけば官民とも給料は低く抑えられ、生活がきつい、買い控えだといった傾向が出てきております。したがって、経済に悪影響が少なからずあります。町の場合、職員の給料が抑止される金額が少なくても買い控えが心配され、近隣の働く人たちの賃金抑制が働き、全体として地域経済にも影響を与えます。したがって、議案第82号は反対いたします。

○議長（高橋速円君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。

1番、小林泰三議員。

○1番（小林泰三君） 議案第82号については、これ人事院勧告を尊重するという立場から賛成するのは当然でありまして、私は賛成の立場で発言させていただきたいと思います。

○議長（高橋速円君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで討論を終わります。

これから議案第82号、議案第83号、議案第89号、陳情第5号の総務文教常任委員長報告4件を採決します。

最初に、議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第82号に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数です。

したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第83号を採決します。

議案第83号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第89号を採決します。

議案第89号に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、陳情第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第5号に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立なし〕

○議長（高橋速円君） 起立ありません。

したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

議案第84号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について

議案第85号 出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について

議案第86号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例制定について

議案第87号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正

する条例制定について

議案第 88 号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について

請願第 3 号 難病医療費適用範囲見直しについての請願書について

陳情第 4 号 トンネルじん肺根絶の抜本的対策を求める陳情書について

○議長（高橋速円君） 日程第 5、議案第 84 号 出雲崎町乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第 6、議案第 85 号 出雲崎町幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第 7、議案第 86 号 出雲崎町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第 8、議案第 87 号 出雲崎町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第 9、議案第 88 号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について、日程第 10、請願第 3 号 難病医療費適用範囲見直しについての請願書について、日程第 11、陳情第 4 号 トンネルじん肺根絶の抜本的対策を求める陳情書について、以上議案 5 件、請願 1 件及び陳情 1 件を一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案第 5 件、請願 1 件及び陳情 1 件は、社会産業常任委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について、社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、南波榮一議員。

○社会産業常任委員長（南波榮一君） 社会産業常任委員長報告をいたします。

去る 12 月 11 日の本会議において、本委員会に付託された議案 5 件、請願 1 件及び陳情 1 件の審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査は、12 月 13 日午後 1 時より説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。審査の過程において述べられた質疑、意見について報告します。

議案第 84 号、議案第 85 号については一括議題とし、町の乳幼児医療費助成のサービス度合いを県下で見た場合どのくらいか、さらなるサービスの向上をなどの意見がありました。

議案第 86 号、議案第 87 号を一括議題とし、議案第 88 号についても述べられた意見等は特にありませんでした。

以上のような審査経過を踏まえ、採決した結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、請願第 3 号については、田辺雅巳委員外議員より趣旨説明を受け、陳情第 4 号についても全員異議なく、これを採択すべきものと決しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。終わります。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。

4番、田辺雅巳議員。

- 4番（田辺雅巳君） 議案第88号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について反対の討論いたします。

2008年度から発足する後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者及び65歳から74歳までの寝たきり認定を受けた高齢者を現在加入している国保や組合健康保険などから切り離し、後期高齢者だけを被保険者として独立した医療保険にするものであります。最大の問題は、後期高齢者の医療給付費が増えれば後期高齢者の保険料の値上げにつながる仕組みで、受診抑制をねらったものであること、またすべての後期高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料が徴収され、滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証や資格証明書が発行されるからであります。また、運営主体は都道府県単位に全市町村が加入する広域連合となる。広域連合は、保険料の設定、保険料の減免のありなし、財政方針、給付計画の策定など基本的な運営を行います。したがって、地方議員が1名参加するものの町議会でチェックすることができないで独自に決定されることとなります。

以上の点から私は議案第88号について反対討論いたします。

- 議長（高橋速円君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。

6番、中野勝正議員。

- 6番（中野勝正君） 賛成の立場でお話しさせていただきます。

新潟県が高齢という中で、大変厳しいという認識の中でこのように連合の設置を決めたということと、私どもも慎重審議した中で全員一致で社会産業常任委員会としましては認めるということにしましたので、よろしくお願いします。

- 議長（高橋速円君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（高橋速円君） これで討論を終わります。

これから議案第84号から議案第88号までの議案5件、請願第3号及び陳情第4号の社会産業常任委員長報告7件を採決します。

まず最初に、議案第84号を採決します。

議案第84号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第85号を採決します。

議案第85号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第86号を採決します。

議案第86号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第87号を採決します。

議案第87号に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第88号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第88号に対する委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数です。

したがって、議案第88号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、請願第3号を採決します。

請願第3号に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号を採決します。

陳情第4号に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議案第90号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

議案第91号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第92号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（高橋速円君） 日程第12、議案第90号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について、日程第13、議案第91号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第92号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第93号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第4号）について、以上議案4件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案4件は、予算審査特別委員会に付託してあります。その審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中元議員。

○予算審査特別委員長（田中 元君） それでは、予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月11日の本会議において付託されました議案4件の審査のため、12月12日午後1時より本会議場に委員全員が出席し、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催いたしました。委員会における審査結果については、別紙報告書のとおりであります。その審査経過について報告いたします。

議案第90号については、小学校体育館耐震補強工事の財源の地方債の交付措置、財産管理費の施設修繕料、障害者福祉費の委託料、道路維持費、道路修繕費等に質疑があり、審査の後、反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成起立多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号については、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定いたしました。

議案第92号についても、補足説明の後、水質モニター設置工事設計業務委託料等に質疑があり、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第93号については、てまり団地の販売状況、歳入の繰越金について質疑があり、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

○議長（高橋速円君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。質疑ありませんか。

4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳君） 私は、議案第90号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について反対の討論をします。

理由については、議案第82号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定と議案第88号 新潟県後期高齢者医療広域連合の設置についてのかかわる予算について反対します。職員の給料が抑止されるわけですが、金額が少なくても買い控えが心配され、また近隣の働く人たちの賃金抑制が働き、全体として地域経済にも影響を与えます。また、後期高齢者については議員が1名参加するものの町議会が直接タッチできないところで行われる、そういうことについての予算について、私は議案第90号は反対いたします。

以上。

○議長（高橋速円君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。

7番、南波榮一議員。

○7番（南波榮一君） 私は、補正予算に賛成する立場で発言をいたします。

まず、1点目の人事院勧告でありますけれども、これは先ほど来委員会の委員長報告があったとおりでありますし、人事院においてもいわゆる公平な調査に基づいての結果でございますので、これは当然公務員といえどもやはりその制度を守るべきだという立場で賛成しますし、それから2点目の後期医療については、これは今後増大する医療費の中でいかに平等にその制度が長く続くか、等しく制度の恩恵にこうむるかという立場で国が考えた制度でありまして、むしろ県の連合会、県の立場でのこれを処理することについては非常に画期的だと思いますので、私は賛成をいたします。

以上、終わります。

○議長（高橋速円君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで討論を終わります。

これから議案第90号から議案第93号まで、予算審査特別委員長報告4件を採決します。

最初に、議案第90号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第90号に対する委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（高橋速円君） 起立多数です。

したがって、議案第90号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第91号から議案第93号まで、議案3件を一括採決します。

議案第91号から議案第93号まで、議案3件に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号から議案第93号までの議案3件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議案第95号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋速円君） 日程第16、議案第95号 平成18年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸君） ただいま上程されました議案第95号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、12月2日の落雷によりまして保健福祉総合センターの電話交換機、デイサービスセンター自動ドア等が被害を受けまして、3款民生費、保健福祉総合センター管理費の施設修繕料を追加するものであります。また、建物部分につきましては、全国町村会の建物災害共済保険に加入しておりますので、歳入、21款諸収入におきまして該当となる部分の保険での受入を計上しております。

歳入につきましては、歳出補正の財源として地方交付税普通分、諸収入に保険からの損害補償金を計上いたしました。これによりまして、今回の補正額は歳入歳出にそれぞれ106万8,000円を追加いたしました。予算総額を32億2,963万6,000円といたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、日山議員。

○9番（日山正雄君） いや、金額とかいろいろのことではございませんけれども、それはやっぱり一応建物の頂上に避雷針がついていると思うのですけれども、その避雷針の関係はどんななのでし

ようか。その辺ちょっとお伺いします。

○議長（高橋速円君） では、保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男君） 今ほど議員さんの方からのご質問でございますけれども、ふれあいの里の後ろの方に機械室というのございますけれども、機械室の中に大もとの電話入力ボックスがあるわけでございますが、その入り口のところにいわゆる安全装置、避雷装置がついておったわけでございますけれども、残念ながらそれを乗り越えたような大きな落雷であったというようなことでございます。これは、NTTあるいは電話設備会社等によりますと、落雷当日は上越、中越、佐渡におきまして非常に大きなやっぱり被害があったそうでございます。それぞれ被害に遭った施設におきましては今ほど申し上げましたような装置がついておったわけでございますけれども、残念ながらそれを乗り越えた大きな被害であったということで、やむを得ないかなということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋速円君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第9号 特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書について

○議長（高橋速円君） 日程第17、発議第9号 特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意

見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長。

○社会産業常任委員長（南波榮一君） では、説明を申し上げます。

簡潔に申し上げますけれども、特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書という形で皆さんのお手元に配付されておりますけれども、その中身のとおりでありますけれども、国の難病対策として実施されている特定疾患治療研究事業について、いわゆるこの研究事業がそういう患者の命その他のものに関して大きな貢献をしていることは間違いありませんし、それが家族の大きな支えとなっているということでございます。今これが患者数が5万人を超えて、一定の数値目標があったのを超えて、それ以上のものということで要件を満たさなくなったということで、いわゆる軽症と称される特定患者について早く言えばすべり込み、その枠から外そうというような考えであります。これが抑制されるとさらに病状悪化が懸念されるということで、今回この制度の継続、なお中身を濃くするようというところでの請願がございましたので、採択したわけでありまして、その趣旨に沿って委員会でもこのようにこの考えについては継続なお強化するという立場で意見書を提出したいということで皆さんに提示したようなわけでございます。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣ということで、議長名で発送する予定でございます。

以下、ご審議よろしくお願いいいたします。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第9号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

発議第10号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について

○議長（高橋速円君） 日程第18、発議第10号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長。

○社会産業常任委員長（南波榮一君） 申し上げます。

トンネルじん肺根絶の根本的な対策を求める意見書ということで皆さんのお手元に配付してあります。これにつきましては、その予防対策とか健康管理等については国において各種事業が講じられているところでもありますけれども、このトンネルじん肺はほとんど公共事業による工事のために発生した職業病でありますので、しかもこれがまだまだ抜本的に根絶をしているという中身になっておりませんので、今後もこの対策を続けてほしいという要望が強くありましたので、本委員会でもこの趣旨に沿って可決したところであります。

したがって、次の3点、1、2、3ということで皆さんに目を通していただきたいが、これは省略しますけれども、三つの大きな項目をつけて、地方自治法第99条に基づいて意見書を提出したいということであります。

厚生労働大臣あてに提出をさせていただきたいという内容のものであります。どうかよろしくご審議をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第10号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

発議第11号 町村の財政基盤の充実・強化を求める意見書について

○議長（高橋速円君） 日程第19、発議第11号 町村の財政基盤の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、山崎信義議員。

○8番（山崎信義君） それでは、提案理由を説明いたします。

中野勝正議員と日山正雄議員の賛成を得て提出しました発議第11号 町村の財政基盤の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

現在国においては、新型交付税の導入を含む平成19年度の地方財政制度の見直しが最終段階を迎えております。本町では当面単独で進む道を選択し、行財政スリム化計画などに基づいて歳出削減をする一方、住宅用地の取得、分譲や福祉施策の拡充を町単独事業として実施、その成果が財政調整基金への積み直しとなり、健全化が図られております。言うまでもなく本町の財政運営にとって地方交付税は極めて重要であります。わずかな交付額の変動であっても大きな影響を受けます。国の財政再建の名のもとにさらなる地方交付税の縮減は、小規模の基礎的自治体の存立を危うくします。

よって、このたびの地方財政制度の見直しに当たりましては、人口や面積などの指標だけでなく、本町のように小さくても厳しい中で頑張る町村に特段の配慮をされるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、お手元に配付したとおりの意見書を総務大臣あてに提出されるよう、よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋速円君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決します。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

常任委員会の閉会中所管事務調査の件

○議長（高橋速円君） 日程第20、常任委員会の閉会中所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件

○議長（高橋速円君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋速円君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（高橋速円君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成18年第6回出雲崎町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時11分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

出雲崎町議会議長 高 橋 速 円

署名議員 中 川 正 弘

署名議員 田 辺 雅 巳